

# 申告書作成上の留意点

令和4年12月 国税庁

(法人番号：7000012050002)

# 活用に当たっての留意事項

- この申告書作成上の留意点は、法人税申告書の作成に当たり、誤りやすい点や留意事項を別表ごとにまとめたものです。
- 実際の確定申告等に当たっては、この申告書作成上の留意点のほか、各別表の記載要領（[「法人税及び地方法人税の申告（法人税申告書別表等）」](#)に掲載の記載要領）や、関係法令等を御参照ください。
- グループ通算制度固有の別表は対象としていないため、グループ通算制度適用法人については、[申告書別表の記載例（グループ通算制度適用法人用）](#)を併せて御参照ください。
- 中小企業者等の法人税率の特例（措置法42の3の2）をはじめとする法人税関係の租税特別措置の適用を受けようとする場合には、「適用額明細書」を作成し、法人税申告書に添付して税務署に提出する必要があります。適用額明細書の記載方法については、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく[「適用額明細書の記載の手引（連結申告以外の申告用）」](#)を掲載していますので御参照ください。

## 【略語】

- ・ 法……………法人税法（昭40法律第34号）
- ・ 令……………法人税法施行令（昭40政令第97号）
- ・ 規則……………法人税法施行規則（昭40大蔵省令第12号）
- ・ 地方法……………地方法人税法（平26法律第11号）
- ・ 地方令……………地方法人税法施行令（平26政令第139号）
- ・ 措置法……………租税特別措置法（昭32法律第26号）
- ・ 措置法令……………租税特別措置法施行令（昭32政令第43号）
- ・ 措置法規則……………租税特別措置法施行規則（昭32大蔵省令第15号）
- ・ 震災特例法……………東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平23法律第29号）
- ・ 震災特例法規則……………東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平23財務省令第20号）
- ・ 耐用年数省令……………減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭40大蔵省令第15号）
- ・ 令和2年旧法 ……令和2年改正前の法
- ・ 令和2年旧令 ……令和2年6月改正前の令

法人税等各種別表関係



申告書別表等の記載例  
(グループ通算制度適用法人用)



適用額明細書の記載の手引  
(連結申告以外の申告用)



# 目次

別表一	各事業年度の所得に係る申告書－内国法人の分(確定申告又は仮決算による中間申告の場合)	1
	各事業年度の所得に係る申告書－内国法人の分(修正申告の場合)	4
別表二	同族会社等の判定に関する明細書	6
別表三(一)	特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書	7
別表三(一)付表一	特定同族会社の留保金額から控除する留保控除額の計算に関する明細書	9
別表四	所得の金額の計算に関する明細書	10
別表五(一)	利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書	16
別表五(一)付表	種類資本金額の計算に関する明細書	20
別表五(二)	租税公課の納付状況等に関する明細書	21
別表六(一)	所得税額の控除に関する明細書	25
別表七(一)	欠損金又は災害損失金の損金算入等に関する明細書	27
別表八(一)	受取配当等の益金不算入に関する明細書	30
別表八(一)付表一	支払利子等の額及び受取配当等の額に関する明細書	33
別表十一(一)	個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書	36
別表十一(一の二)	一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書	38
別表十四(二)	寄附金の損金算入に関する明細書	41
別表十五	交際費等の損金算入に関する明細書	44
別表十六(一)	旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	46
別表十六(二)	旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	52
別表十六(六)	繰延資産の償却額の計算に関する明細書	54
別表十六(七)	少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書	56
別表十六(八)	一括償却資産の損金算入に関する明細書	57
別表十六(九)	特別償却準備金の損金算入に関する明細書	58
別表十九	法人税法第七十一条第一項の規定による予定申告書・地方法人税法第十六条第一項の規定による予定申告書	60
	その他誤りの多い項目について	62



「同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人に該当しないもの」  
非中小法人の判定については、「中小企業者の判定等フロー」(P1)を参照してください。

中小企業者の判定等フロー  
はこちら



「同非区分」  
別表二の「判定結果18」で判定した区分を○で囲んで表示します。

「旧納税地及び旧法人名等」  
合併法人が被合併法人の最後事業年度の申告をする場合には、旧納税地又は旧法人名(被合併法人名)を記載します。

「差引所得に対する法人税額13」  
この金額が100円未満となる場合は記載しないでください。

「中間申告分の法人税額14」  
この申告が確定申告である場合に中間申告により納付すべき法人税額を、その法人税額の納付の有無にかかわらず記載します。

Form header section including fields for tax authority (令和年月日), taxpayer information (納税地, 法人名, 法人番号), and filing details (青色申告, 一連番号, 整理番号, 事業年度, 売上金額, 申告年月日).

「事業年度分の法人税申告書」及び「課税事業年度分の地方法人税申告書」  
空欄には、申告書の区分に応じて、「確定」、「中間」、「期限後確定」と記載してください。

「中間申告の場合の計算期間」  
この申告が中間申告書である場合には、計算期間を記載してください。

Form calculation section with rows for tax amounts: 法人税額計 (9), 控除税額 (12), 差引所得に対する法人税額 (13), 中間申告分の法人税額 (14), and 差引確定・中間申告の場合その法人税額(税額)とし、マイナスの場合 (15).

「差引確定法人税額15」  
この金額が100円未満となる場合又はマイナスとなる場合は記載しないでください。この場合のマイナスの金額は「中間納付額22」に記載します。

「※税務署処理欄」  
原則として記載する必要はありません。ただし、「売上金額」欄については、損益計算書の売上(収入)金額の合計額(雑収入、営業外収益及び特別損益を除きます。)を100万円単位(100万円未満の端数は切り上げます。)で記載をお願いします。

「欠損金の繰戻しによる還付請求税額23」  
この申告が確定申告である場合には、欠損金の繰戻しによる還付請求書の「還付金額15」をこの欄の外書に移記します。  
措置法第66条の12第1項各号((中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用))に掲げる法人以外の法人にあっては、当期が平成4年4月1日から令和6年3月31日までの間に終了する事業年度である場合には、清算中に終了する事業年度、解散(適格合併による解散を除きます。)若しくは事業の全部の譲渡などの特別の事実があるとき又は法第80条第5項((欠損金の繰戻しによる還付))に規定する災害損失欠損金額若しくは令和2年改正法第15条の規定による改正前の措置法第66条の13第1項((特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例))に規定する設備廃棄等欠損金額若しくは銀行等保有株式取得機構の欠損金額があるときを除き、法第80条第1項の規定の適用を受けることができませんのでご注意ください。  
普通法人(投資法人、特定目的会社及び受託法人を除きます。)のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの(相互会社を除きます。)(当期末において資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等による完全支配関係がある法人など法第66条第5項第2号又は第3号に掲げる法人に該当するものを除きます。)など、措置法第66条の12第1項各号に掲げる法人の各事業年度において生じた欠損金額については、法第80条の規定の適用を受けることができます。

# 別表一 「各事業年度の所得に係る申告書－内国法人の分(確定申告又は仮決算による中間申告の場合)」

**「外国税額の控除額((35)－(36)－(37))と(77)のうち少ない金額)38」**  
令和4年4月1日前に開始した課税事業年度にあっては、この欄を「外国税額の控除額((35)－(36))と(77)のうち少ない金額)38」として記載します。

**「差引地方法人税額39」**  
この金額が100円未満となる場合は記載しないでください。

**「中間申告分の地方法人税額40」**  
この申告が確定申告である場合に中間申告により納付すべき地方法人税額を、その地方法人税額の納付の有無にかかわらず記載します。

**「差引確定地方法人税額41」**  
この金額が100円未満となる場合又はマイナスとなる場合は記載しないでください。この場合のマイナスの金額は「中間納付額43」に記載します。

**「還付を受けようとする金融機関等」**

- 「計24」及び「計44」の還付金額の受取については、希望する振込先預貯金口座等を次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。
  - 銀行等の預金口座の場合(②の場合を除きます。) 金融機関名、本支店名、預金種類及び口座番号を記載してください。
  - ゆうちょ銀行の貯金口座の場合 「ゆうちょ銀行の貯金記号番号」に貯金総合通帳の記号番号のみを記載してください。

なお、ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取を希望する場合には、「郵便局名等」に受取を希望する郵便局名等のみを記載してください。

- 欠損金の繰戻しによる還付請求税額があるときは、別に還付請求書の提出が必要です。
- 口座名義は、申告書に記載した法人名義の口座をご利用ください。口座名義に店舗・事務所名などが含まれている場合や商号変更前の名称である場合には、振込みができません。

**「この申告による還付金額44」**  
「44」の外書には、「欠損金の繰戻しによる還付請求税額23」の外書に記載した金額がある場合において、地方法第23条第1項((欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還付))に規定する確定地方法人税額があるときに、「23」の外書の金額に10.3%を乗じた金額を記載します。  
なお、この外書の計算に当たって、次に掲げる場合には、それぞれ次に掲げる金額を控除します。

- 法第80条第1項((欠損金の繰戻しによる還付))に規定する還付所得事業年度に該当する課税事業年度(以下②において「課税事業年度」といいます。)に係る事業年度の別表一の「4」、「6」又は「9の外書」に金額の記載がある場合…これらの金額にそれぞれ10.3%を乗じた金額の合計額
- 課税事業年度に係る地方法人税のうち既に地方法第23条第1項の規定により還付された金額がある場合…その還付された金額

**「剰余金・利益の配当(剰余金の分配)の金額」**  
当期にその支払に係る効力が生ずる令第9条第1項第8号((利益積立金額))に規定する剰余金の配当若しくは利益の配当若しくは剰余金の分配又は金銭の分配の額のほか、みなし配当の金額を含めて記載します。

**「残余財産の最後の分配又は引渡しの日」**

- 当期が残余財産の確定の日の属する事業年度である場合において、当期末の翌日から1月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときに、その分配又は引渡しの日を記載します。
- 平成22年9月30日以前に解散した場合には記載する必要はありません。

# 別表一（次葉）

## 「各事業年度の所得に係る申告書－内国法人の分（確定申告又は仮決算による中間申告の場合）」

中小企業者の  
判定等フロー  
はこちら



「(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額((1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)49」

- 分子の空欄には、当期の月数(暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。)を記載します。
- この算式により計算した金額に1,000円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「1」の所得金額の1,000円未満の端数より多いときは、その端数を切り上げた金額を記載します。
- 中小法人の判定については、「中小企業者の判定等フロー」(P1)を参照してください。

法人税額の計算					
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 (1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)又は(別表(附表「5」))	49	000	(49)の15%又は19%相当額	52	
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1)-10億円× $\frac{1}{12}$	50	000	(50)の22%相当額	53	
その他の所得金額 (1)-(49)-(50)	51	000	(51)の19%又は23.2%相当額	54	
地方法人税額の計算					
所得の金額に対する法人税額 (29)	55	000	(55)の10.3%相当額	57	
課税留保金額に対する法人税額 (30)	56	000	(56)の10.3%相当額	58	
この申告が修正申告である場合の計算					
この法人申告	所得金額又は欠損金額	59		所得の金額に対する法人税額	67
	課税土地譲渡利益金額	60		課税留保金額に対する法人税額	68
	課税留保金額	61		課税標準法人税額 (67)+(68)	69

【チェックポイント】  
別表一「非中小法人」に○があるのに、「49」「52」欄に記載していませんか。

「(49)の15%又は19%相当額52」

- 普通法人のうち適用除外事業者に該当する法人には、軽減税率の特例措置(15%)は適用されませんのでご注意ください。
- 適用除外事業者とは、その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の平均が15億円を超える法人などをいいます。  
適用除外事業者の判定については、「中小企業者の判定等フロー」(P8~)を参照してください。

「所得の金額に対する法人税額55」及び「課税留保金額に対する法人税額56」

「所得の金額に対する法人税額29」及び「課税留保金額に対する法人税額30」の金額に1,000円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた金額を記載します。

# 別表一 「各事業年度の所得に係る申告書－内国法人の分(修正申告の場合)」

## 「事業年度分の法人税申告書」及び「課税事業年度分の地方法人税申告書」

法人税のみ修正申告を行う場合には、「課税事業年度分の地方法人税申告書」を二重線で消去し、地方法人税のみ修正申告を行う場合には、「事業年度分の法人税申告書」を二重線で消去します。

## 「欠損金の繰戻しによる還付請求税額23」、「計24」、「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額26」の外書

各欄の外書は、この申告が欠損金の繰戻しによる還付金額が過大であったことによる修正申告であり、かつ、その繰戻しによる還付が行われていない場合に限り、次により記載します。

- 「23」及び「24」には、この申告による減少後の還付請求税額を外書きします。
- 「26」には、「63」の外書の金額から「24」の外書の金額を控除した金額を外書きします。

## 「中間申告分の法人税額14」「中間申告分の地方法人税額40」

この申告前の確定申告等において法人税又は地方法人税の中間納付額の還付金額がある場合にも、その還付金額を控除する前の中間申告分の法人税額又は地方法人税額を記載します。

令和 年 月 日		事業年度分の法人税申告書		課税事業年度分の地方法人税申告書		適用額明細書提出の有無	
令和 年 月 日		令和 年 月 日		令和 年 月 日		税理士法第30条の書面提出有	
所得金額又は欠損金額(別表四「52」の③)	1			控除税額の計	16		
法人税額(52)+(53)+(54)	2			外国税額(別表六「21」)	17		
法人税額の特別控除額(別表六「5」)	3			計(16)+(17)	18		
税額控除超過相当額等の加算額	4			控除した金額(12)	19		
課税土地譲渡利益金額(別表六「25」)	5	0	0	控除されなかった金額(18)-(19)	20		
同上に対する税額戻金(74)+(75)+(76)	6			この申告による還付金額	21		
課税留保金額(別表三「1」)	7	0	0	中間納付額(14)-(13)	22		
同上に対する税額戻金(74)+(75)+(76)	8			欠損金の繰戻しによる還付請求税額	23		
法人税額計(2)-(3)+(4)+(6)+(8)	9			計(21)+(22)+(23)	24		
税額控除超過相当額及び外国関係会社等に関する控除対象所得税額等相当額の控除額(別表六「17」)	10			この申告前の所得金額又は欠損金額(50)	25		
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	11			この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額(別表七「4」)	26	0	0
控除税額計(10)-(11)	12			大損又は災害損失等の当期控除額(別表七「1」)	27		
差引所得に対する法人税額(9)-(12)	13	0	0	要期へ繰り越す欠損又は災害損失(別表七「2」)	28		
中間申告分の法人税額	14	0	0	この申告による還付金額	29		
課税法人税額(13)-(14)	15	0	0	外国税額の還付金額(79)	42		
課税法人税額(13)-(14)	29			中間納付額(40)-(39)	43		
課税留保金額に対する法人税額(5)	30			計(42)+(43)	44		
課税標準法人税額(29)+(30)	31	0	0	この申告の金額に対する法人税額(67)	45		
地方法人税額(57)	32			課税留保金額に対する法人税額(68)	46		
税額控除超過相当額等の加算額(別表六「1」)	33			課税標準法人税額(58)	47	0	0
課税留保金額に係る地方法人税額(58)	34			この申告により納付すべき地方法人税額	48	0	0
所得地方法人税額(32)+(33)+(34)	35			剰余金・利益の配当(剰余金の分配)の金額			
課税留保金額に対する地方法人税額(58)	36			現余金の配当(剰余金の分配)の金額			
法人税額計(35)-(36)	37			引渡しの日			
外国税額の控除額(38)-(37)	38			銀行 本店・支店			
差引地方法人税額(35)-(36)-(37)-(38)	39	0	0	金庫・組合 出張所			
中間申告分の地方法人税額	40	0	0	農協・信託 本所・支所			
法人税額計(39)-(40)	41	0	0	郵便局名等			

の箇所は、令和4年12月31日以後に終了する事業年度について修正申告をする場合には、記載しません。

「所得税額等の還付金額21」又は「中間納付額22」「外国税額の還付金額42」から「計44」までの各欄既に還付を受けているかどうかにかかわらず記載します。

「欠損金の繰戻しによる還付請求税額23」「計44」の外書  
 法第80条((欠損金の繰戻しによる還付))の規定により還付請求をした法人税の額又はその法人税の額に係る地方法第23条第1項((欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還付))に規定する確定地方法人税額について、既に還付を受けている場合には、この修正申告により確定した欠損金額を基礎として計算される還付を受けるべき金額を本書に記載します。この場合において、既に還付を受けた金額のほか、その還付に際し還付加算金の支払を受けているときは、この申告による還付金額に対応する還付加算金の額を含めて記載します。

(例)  
 既に還付を受けた金額 500,000円  
 同上の還付加算金 30,000円  
 修正申告による還付金額 300,000円  
 還付を受けるべき金額に対応する還付加算金  
 $30,000円 \times \frac{300,000}{500,000} = 18,000円$   
 この欄に記載する金額  
 300,000円 + 18,000円 = **318,000円**

別表一(次葉)

「各事業年度の所得に係る申告書－内国法人の分(修正申告の場合)」

「法人税額62」

「確定地方法人税額70」

この申告前の申告書の「15」又は「41」の金額を記載します。この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「差引所得に対する法人税額(又は地方法人税額)」の金額から中間申告分の法人税額(又は地方法人税額)を控除した金額を記載します。

「還付金額63」

この申告前の申告書の「21」及び「22」の金額に、既に還付された欠損金の繰戻しによる法人税の還付金額を加算した金額を記載します。この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「還付所得税額等」の金額及び「還付金額」の金額並びに中間申告分の法人税額から法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「差引所得に対する法人税額」の金額を控除した金額の合計額を記載します。

欠損金の繰戻しによる法人税の還付金額につき還付加算金の支払を受けている場合には、その還付加算金の額を含めて記載します。

「還付金額71」

この申告前の申告書の「44」の金額を記載します。この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、中間申告分の地方法人税額から地方法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「差引地方法人税額」の金額を控除した金額を記載します。

「欠損金の繰戻しによる還付金額72」

地方法第23条第1項の規定により既に還付された金額がある場合に、その金額を記載します。

また、この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、地方法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「還付金額」の金額を記載します。

なお、地方法第23条第1項((欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還付))の規定により還付を受けた金額につき還付加算金の支払を受けている場合には、その還付加算金の額を含めて記載します。

「この申告により納付すべき地方法人税額((41) - (70))若しくは((41) + (71) + (72))又は((71) - (44)) + ((72) - (44の外書))73」

次に掲げる場合に並び、それぞれ次により記載します。ただし、この金額が100円未満となる場合は記載しないでください。

- (1) 「41」に記載がある場合で、次のイ又はロの場合
  - イ 「70」に記載がある場合  
(41) - (70)
  - ロ 「71」と「72」のいずれか又は両方に記載がある場合  
(41) + (71) + (72)
- (2) 「44」の本書と外書のいずれか又は両方に記載がある場合で、「71」と「72」のいずれか又は両方に記載がある場合  
((71) - (44)) + ((72) - (44の外書))

「欠損金の繰戻しによる還付金額72」に金額の記載がない場合は、「72」 - 「44の外書」の金額を0として計算した金額を記載します。

「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((15) - (62))若しくは((15) + (63))又は((63) - (24))64」

「15」、「24」、「62」及び「63」の各欄のうち記載金額のある欄に応じ、次の金額を記載します。この場合、その金額が100円未満となる場合は記載しないでください。

- (1) 「15」と「62」とがある場合には、「15」の金額から「62」の金額を控除した金額
- (2) 「15」と「63」の本書とがある場合には、「15」の金額と「63」の本書の金額との合計額
- (3) 「24」の本書と「63」の本書とがある場合には、「63」の本書の金額から「24」の本書の金額を控除した金額

この申告が修正申告である場合の計算

法人 申告 税額 の 計 算	この申告前の	所得金額又は欠損金額	59	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((15)-(62))若しくは((15)+(63))又は((63)-(24))	64	00
	この申告前の	課税土地譲渡利益金額	60	この申告により納付すべき地方法人税額((41)-(70))若しくは((41)+(71)+(72))又は((71)-(44)) + ((72)-(44の外書))	73	00
	この申告前の	課税留保金額	61	土地譲渡税額の内訳		
	この申告前の	法人税額	62	地 譲 渡 税 額	74	00
	この申告前の	還付金額	63	上	75	00
	この申告前の	外	64	地 方 法 人 税 額		
	この申告前の	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((15)-(62))若しくは((15)+(63))又は((63)-(24))	64	外 国 税 額	77	00
	この申告前の	欠損金又は災害損失金等の当期控除額	65			
	この申告前の	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	66			
	この申告前の	所得金額に対する法人税額	67			
この申告前の	課税留保金額に対する法人税額	68				
この申告前の	課税標準法人税額(67)+(68)	69			000	
この申告前の	確定地方法人税額	70				
この申告前の	還付金額	71				
この申告前の	欠損金の繰戻しによる還付金額	72				
この申告前の	この申告により納付すべき地方法人税額((41)-(70))若しくは((41)+(71)+(72))又は((71)-(44)) + ((72)-(44の外書))	73			00	

「還付金額63」及び「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額64」の外書

(1) 「63」には、この申告前の還付請求税額を外書します。

(2) 「64」には、「63」の外書の金額から「24」の外書の金額を控除した金額を外書します。





「期末現在の議決権の総数4」、「(20)と(22)の上位3順位の議決権の数5」、「議決権の数による判定6」、「(22)の上位1順位の議決権の数13」、「議決権の数による判定14」、「議決権の数20」及び「議決権の数22」

種類株式を発行していない場合には記載する必要はありませんが、その場合であっても、その会社が発行している種類株式のうち議決権を行使することができない株主等が有するその議決権(以下この別表の留意点において「行使不可能議決権」といいます。)の数がある場合には、記載する必要があります。

「判定基準となる株主(社員)及び同族関係者」の各欄

- その会社の株主(又は社員)の1人及びその同族関係者(「株主グループ」といいます。)の所有する株式数又は出資の金額の合計が最も多いものから順次記載しますが、「その他の株主等」の「株式数又は出資の金額21」又は「議決権の数22」に記載された株主グループが3つになったときは、その他の株主グループについては記載する必要はありません。
- その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社は判定基準となる株主(社員)に含まれません。
- 筆頭株主が非同族会社である場合にも1グループとして記載します。

「被支配会社でない法人株主等」の各欄

「判定基準となる株主(社員)及び同族関係者」に記載された株主(又は社員)が非同族会社である場合又は特定同族会社に該当しない同族会社である場合(被支配会社に該当し、かつ、資本金の額又は出資金の額が1億円以下であること及び清算中であることにより特定同族会社に該当しないこととされる場合を除きます。)に、その株主(又は社員)が所有する株式数又は出資の金額等を記載します。

「期末現在の発行済株式の総数又は出資の総額1」  
「1」の本書には、その自己の株式の数又は出資の金額を含む発行済株式の総数又は出資の総額を記載することになりますので、ご注意ください。

同族会社	期末現在の発行済株式の総数又は出資の総額(19と20の上位3順位の株式数又は出資の金額株式数等による判定)	1	内	特	20の上位1順位の株式数又は出資の金額	11		
		2		定	株式数等による判定	12	%	
		3		同	(11)			
会社	期末現在の議決権の総数	4	内	族	22の上位1順位の議決権の数	13		
	20と22の上位3順位の議決権の数による判定	5		会	議決権の数による判定	14	%	
		6		社	20の社員の1人及びその同族関係者の合計人数のうち最も多数の社員の数による判定	15	%	
の	期末現在の社員の総数	7		判	(15)	16		
	社員の3人以下及びこれらの同族関係者の合計人数のうち最も多数	8		定	特定同族会社の判定割合(12、14又は16のうち最も高い割合)	17		
判	社員の数による判定	9					%	
定	同族会社の判定割合(13、16又は9のうち最も高い割合)	10		判	判定結果	18		特定同族会社 同族会社 非同族会社

判定基準となる株主等の株式数等の明細

順位	判定基準となる株主(社員)及び同族関係者	判定基準となる株主等との続柄	株式数又は出資の金額等	議決権の数
株式数等	住所又は所在地	氏名又は法人名	株式数又は出資の金額	議決権の数
19			19	20
20			21	22

【チェックポイント】  
同族判定株主の同族関係者である法人の持株を除外して同非判定を行っていませんか。

「特定同族会社の判定」の各欄  
特定同族会社の判定については、「中小企業者の判定等フロー」(P2)を参照してください。

中小企業者の判定等フローはこちら



「判定結果18」  
該当するものを○で囲んで表示します。判定は、次のようになります。

- 「特定同族会社の判定割合17」が50%超……特定同族会社
- 「特定同族会社の判定割合17」が50%以下(記載する必要がない場合を含みます。)で「同族会社の判定割合10」が50%超……同族会社
- 「同族会社の判定割合10」が50%以下……非同族会社

「議決権の数20」及び「議決権の数22」の各欄

- 行使不可能議決権の数を控除して記載します。
- 個人又は法人との間でその個人又は法人の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が有する議決権(「同意議決権」といいます。)について、令第4条第6項((同族関係者の範囲))又は第139条の7第6項((被支配会社の範囲))の規定の適用がある場合には、次の区分に応じて、それぞれ次により記載します。
  - 同意議決権を有する者  
「議決権の数」に、その同意議決権の数を△印を付けて外書として「外同意△××」のように記載します。
  - 同意を受けている者  
「議決権の数」に、その同意議決権の数を外書として「外同意××」のように記載します。
- 上記(2)で外書きした同意議決権の数については、「(20)と(22)の上位3順位の議決権の数5」又は「(22)の上位1順位の議決権の数13」への株主グループが有する「議決権の数」の移記に当たっては、本書に加算した上で記載します。

別表三(一)

「特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書」

記載要領  
はこちら



この別表は、別表二の「判定結果18」において「特定同族会社」に該当する法人が、法第67条第1項((特定同族会社の特別税率))の規定の適用を受ける場合に使用します。

★ 当期の所得の金額の計算上、次に掲げるような益金不算入額又は損金算入額がある場合には、当期の所得金額が0であっても、当期の留保金額について法第67条の規定による特定同族会社の特別税率が適用されることがありますのでご注意ください。

- ① 非適格合併による移転資産等の譲渡に係る譲渡利益額又は譲渡損失額(法67③)
- ② 受取配当等の益金不算入額(令第139条の9((他の通算法人から受ける配当等の額))の配当等の額に係る金額を除きます。)(法67③)
- ③ 外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額(法67③、措置法66の8⑭、66の9の4⑫)
- ④ 受贈益の益金不算入額(法67③)
- ⑤ 法人税額の還付金等(過誤納及び中間納付額に係る還付金を除きます。)(の益金不算入額及び益金不算入通算税効果額(附帯税の額に係る部分の金額に限ります。))の受取額(法67③)
- ⑥ 繰越欠損金の損金算入額(法67③)
- ⑦ 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入額(法67③)
- ⑧ 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額(措置法59⑥)
- ⑨ 対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額(措置法59の2⑤)
- ⑩ 沖縄の認定法人の所得の特別控除額(措置法60⑩)
- ⑪ 国家戦略特別区域における指定法人の所得の特別控除額(措置法61⑩)
- ⑫ 収用換地等の場合の所得の特別控除額(措置法65の2⑨)
- ⑬ 特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除額(措置法65の3⑦、65の4⑤、65の5④、65の5の2⑤)
- ⑭ 超過子額損金の損金算入額(措置法令39の13の3⑥)
- ⑮ 外国法人(外国子会社に該当するものを除きます。)(から受ける剰余金の配当等の額のうち、特定外国関係会社又は対象外国関係会社に係る特定課税対象金額に達するまでの金額の益金不算入額(措置法66の8⑬)
- ⑯ 特殊関係株主等である内国法人が外国法人(外国子会社に該当するものを除きます。)(から受ける剰余金の配当等の額のうち、その特殊関係株主等である内国法人の特定外国関係法人又は対象外国関係法人に係る特定課税対象金額に達するまでの金額の益金不算入額(措置法66の9の4⑪)
- ⑰ 特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額(措置法66の13⑰)
- ⑱ 農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の特別控除額(措置法67の3⑦)
- ⑲ 租税条約に基づく合意があった場合の更正の特例により減額される所得の金額のうち、相手国の居住者に支払われない金額(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律7③)

留保金額に対する税額の計算				
課税留保金額	円	税	額	円
3,000万円相当額以下の金額 (21)又は(3,000万円× $\frac{1}{12}$ )のいずれか少ない金額	1	000	(1)の10%相当額	5
3,000万円相当額を超え1億円相当額以下の金額 (21)-(1)又は(1億円× $\frac{1}{12}$ -(1))のいずれか少ない金額	2	000	(2)の15%相当額	6
1億円相当額を超える金額 (21)-(1)-(2)	3	000	(3)の20%相当額	7
計(21) (1)+(2)+(3)	4		計 (5)+(6)+(7)	8
<b>「1」～「8」欄</b>				
課税所得金額の計算				
留保所得金額 (別表四「52」の②)	9		中小企業者等以外の法人	22
前期未配当等の額(通算法人関係 前期の(11))			者等	23
当期未配当等の額(通算法人関係 法人税額及び地方税法 (別表二「50」の②)と0のいずれか少ない金額 (別表六(五)の②「50」-(別表一 9の⑨)と0のいずれか多い金額 (マイナスの場合 マイナス))			計	24
外国関係会社等に係る控除額 (別表十七(三)の六「1」)	14		住民税 (22)又は(23)×10.4%	24
法人税額等の合計額 (12)+(13)-(14) (マイナスの場合は0)	15		特定寄附金の合計額に係る控除額 (特定寄附金の額の合計額)×40%	25
通算法人の留保金額加算額 (別表三(一)付表二「5」)	16		調整地方税額に係る控除額 (24)+(別表一「11」+「17」)×10.4%-(別表 六(二)付表六「7」の計)×10.4%×20% (マイナスの場合は0)	26
通算法人の留保金額控除額 (別表三(一)付表二「10」)	17		住民税額から控除される金額 (25)又は(26)のいずれか少ない金額	27
他の法人の株式又は出資の基準時の直前における 帳簿価額から減算される金額 (別表三(一)付表一「19」)	18		算合	28
当期留保金額 (9)+(10)-(11)-(15)+(16)-(17)-(18)	19		住民税 (24)-(27)	28
保除額 (別表三(一)付表一「33」)	20			
税留保金額 (19)-(20)	21	000		

**【作成の手順】**  
まず、「課税留保金額の計算」(「9」から「28」まで)及び別表三(一)付表を記載し、次に「留保金額に対する税額の計算」(「1」から「8」まで)を記載します。

**「9」～「28」欄**

# 別表三(一)

## 「特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書」

中小企業者の判定等フローはこちら



「課税留保金額」の「1」及び「2」  
「 $\frac{\quad}{12}$ 」の分子には、当期の月数(暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。)を記載します。

「年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額((21)-(1))又は(1億円 $\times\frac{\quad}{12}$ -(1))のいずれか少ない金額)2」  
1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「課税留保金額21」で切り捨てた1,000円未満の端数より多いときは、その端数を切り上げた金額を記載します。

【チェックポイント】  
前期末配当等の額は、前事業年度の別表三(一)の「11」欄に記載していますか。

【チェックポイント】  
当期末配当等の額は、当事業年度中に配当基準日があり、当事業年度終了の日の翌日から決算確定の日までに配当決議があった配当の額を記載していますか。(株主資本等変動計算書に記載されている当期中の支払配当の額をそのまま記載していませんか。)

留保金額に対する税額の計算			
課税留保金額	税額	税率	税額
3,000万円相当額以下の金額 (21)又は(3,000万円 $\times\frac{\quad}{12}$ )のいずれか少ない金額	1	000(1)	の10%相当額5
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (21)-(1))又は(1億円 $\times\frac{\quad}{12}$ -(1))のいずれか少ない金額	2	000(2)	の15%相当額6
年1億円相当額を超える金額 (21)-(1)-(2)	3	000(3)	の20%相当額7
計(21) (1)+(2)+(3)	4	000	計(5)+(6)+(7)8
課税留保金額の計算			
留保所得金額 (別表四「52」の②)	9	円	
前期末配当等の額(通算法人配当等の額を除く。) (前期の(11))	10		住民税額の基礎となる法人税額 (別表一「2」+「4」+「6」+「9」の外費-「11」-「17」-別表六「六」の②+「9」の③から「9」の⑧までの合計+「9」の⑨から「9」の⑭までの合計+「9」の⑮から「9」の⑰までの合計)
当期末配当等の額(通算法人配当等の額を除く。)	11		中小企業者等
法人税額及び地方税額の合計額 (別表一「2」+「3」+「4」+「6」+「9」の外費-「11」-「18」-別表六「五」の②)と0のいずれか多い金額+(別表一「32」+「33」-「37」-「37」)と0のいずれか多い金額-別表六「五」の②)と0のいずれか多い金額 (マイナスの場合は0)	12		22
住民税額 (28)	13		23
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 (別表十七「三」の六「1」)	14		住民税額 (22)又は(23) $\times 10.4\%$ 24
法人税額等の合計額 (12)+(13)-(14) (マイナスの場合は0)	15		
通算法人の留保金加算額 (別表三(一)付表二「5」)	16		特定寄附金の額の合計額に係る控除額 (特定寄附金の額の合計額) $\times 40\%$ 25
通算法人の留保金控除額 (別表三(一)付表二「10」)	17		調整地方税額に係る控除額 (24)+(別表一「11」+「17」) $\times 10.4\%$ -(別表六「二」付表六「7」の計) $\times 10.4\%$ $\times 20\%$ (マイナスの場合は0)26
他の法人の株式又は出資の基準時の直前における帳簿価額から減算される金額 (別表三(一)付表一「19」)	18		住民税額から控除される金額 (25)又は(26)のいずれか少ない金額27
当期留保金額 (9)+(10)-(11)-(15)+(16)-(17)-(18)	19		
留保控除額 (別表三(一)付表一「33」)	20		
課税留保金額 (19)-(20)	21	000	住民税額 (24)-(27)28

「住民税額の計算の基礎となる法人税額」の各欄  
次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。  
(1) 措置法第42条の12の5第2項((給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除))に規定する中小企業者等に該当する法人である場合、「23」に記載します。  
(2) (1)以外の法人である場合、「22」に記載します。  
なお、措置法第42条の12の5第2項に規定する中小企業者等とは、中小企業者(適用除外事業者に該当するものを除きます。)又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するものをいいます。  
おって、中小企業者及び適用除外事業者の判定については、「中小企業者の判定等フロー」(P6~)を参照してください。

【チェックポイント】  
別表二の17欄が50%超で、当事業年度終了の時点における資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の場合又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人(資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等)に発行済株式等の全部を保有されている場合、別表三(一)を作成していますか。



**「適格合併等により増加した利益積立金額4」**  
 適格合併若しくは適格分割型分割により被合併法人若しくは分割法人から引継ぎを受けた利益積立金額、連結完全支配関係がある他の連結法人の株式の譲渡等により増加した利益積立金額又は完全支配関係がある法人の寄附修正事由により増加した利益積立金額を記載します。

**「適格分割型分割等により減少した利益積立金額5」**  
 適格分割型分割により分割承継法人に引き継いだ利益積立金額、連結完全支配関係がある他の連結法人の株式の譲渡等により減少した利益積立金額又は完全支配関係がある法人の寄附修正事由により減少した利益積立金額を記載します。

**「積立金基準額7」**

- この金額がマイナスとなる場合には、0と記載します。
- 「期末利益積立金額6」の金額がマイナスである場合には、「同上の25%相当額2」の金額にそのマイナスの金額の正数金額を加算した金額を記載します。
- 例えば、「2」の金額が25,000,000円、「6」の金額が△5,000,000円である場合には、25,000,000円と5,000,000円との合計額30,000,000円を「7」に記載します。

**「定額基準額2,000万円 ×  $\frac{1}{12}$  8」**  
 「 $\frac{1}{12}$ 」の分子には、当期の月数(暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。)を記載します。

積立金基準額	1	円	通算法人の所得基準額加算額 (別表三(一)付表二「13」)	17
同上の25%相当額	2		通算法人の所得基準額控除額 (別表三(一)付表二「17」)	18
期首利益積立金額 (別表五(一)「31の①」)-(別表三(一)「10」)	3		他の法人の株式又は出資の基準時の直前における帳簿価額から減算される金額 (別表八(三)「13」の合計額)	19
適格合併等により増加した利益積立金額	4		新設床稼働費又は海外新設床稼働費の特別控除額 (別表十(三)「48」)	20
適格分割型分割等により減少した利益積立金額	5		対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額 (別表十(四)「20」)	21
期末利益積立金額 (3)+(4)-(5)	6		対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の益金算入額 (別表十(四)「21」又は「23」)	22
積立金基準額 (2)-(6)	7		沖縄の認定法人又は国家戦略特別区域における指定法人の所得の特別控除額 (別表十(一)「15」又は別表十(二)「10」)	23
定額基準額 $2,000万円 \times \frac{1}{12}$	8		沖縄の認定法人又は国家戦略特別区域における指定法人の要加算調整額の益金算入額 (別表十(一)「16」又は別表十(二)「11」)	24
所得金額 (別表四「52の①」)	9		取用等の場合等の所得の特別控除額 (別表十(五)「22」+「37」+「42」+「47」+「52」)	25
非適格合併による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額 (別表四「38」)	10		特別新事業開始事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額 (別表十(六)「11」)	26
受取配当等の益金不算入額 (別表八(一)「13」又は「26」から通算法人間配当等の額に係る金額を除いた金額)	11		特別新事業開始事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定繰入額の益金算入額 (別表十(六)「13」+「14」)	27
外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表八(二)「24」)+(別表十七(三の七)「27」の計)	12		内用牛の売却に係る所得の特別控除額 (別表十(七)「22」)	28
受贈益の益金不算入額 (別表四「16」)	13		超過利子額の損金算入額 (別表十七(二の三)「10」)	29
法人税額の還付金等(過誤納及び中間納付額に係る還付金を除く。)	14		課税対象金額等の益金算入額 (別表十七(三の二)「28」)+(別表十七(三の三)「9」)+(別表十七(三の四)「11」)	30
法人税額の還付金等(過誤納及び中間納付額に係る還付金を除く。)	14		所得等の金額 (9)-(10)+(11)+(12)+(13)+(14)+(15)-(16)+(17)-(18)-(19)+(20)+(21)-(22)+(23)-(24)+(25)+(26)-(27)+(28)+(29)-(30)	31
欠損金又は災害損失等の当期控除額 (別表七(一)「4」の計)+(別表七(三)「9」若しくは「21」又は別表七(四)「10」)	15		所得基準額 (31)×40%	32
中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額 (別表四「37」)	16		留保控除額 (7)、(8)又は(32)のいずれか多い金額)	33

**「通算法人の所得基準額加算額17」**  
 令和4年4月1日に開始した事業年度にあつては、この欄を「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額17」として記載します。

**「法人税額の還付金等(過誤納及び中間納付額に係る還付金を除く。)(別表四「19」及び益金不算入附帯税(利子税を除く。))の受取額14」**  
 別表四の「所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等19」の金額並びに令和2年旧法第26条第4項(「還付金等の益金不算入」)に規定する附帯税(利子税を除きます。))の負担額として内国法人(連結親法人)が受け取る金額及び同条第5項に規定する他の内国法人(連結法人)が附帯税(利子税を除きます。))の負担額の減少額として受け取る金額の合計額を記載します。  
 令和2年旧法第26条第4項に規定する法人税の負担額及び地方法人税の負担額として内国法人(連結親法人)に帰せられる金額並びに同条第5項に規定する法人税の減少額及び地方法人税の減少額として他の内国法人(連結法人)に帰せられる金額は、含まれません。



この別表は、損益計算書に掲げた当期利益の額又は当期欠損の額を基として、いわゆる申告調整により税務計算上の所得金額若しくは欠損金額又は留保金額を計算するために使用します。  
なお、各欄の記載に当たり、その各欄の算定を示す他の別表がある場合には、まず当該他の別表を記載して、その結果を移記してください。

(注) 沖縄の認定法人の課税の特例など特殊な調整事項のない法人については、この別表について「簡易様式」を御利用ください。

「損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)」2」

別表五(二)の「計5」の「仮払経理による納付④」及び「損金経理による納付⑤」の金額の合計額を記載します。

「損金経理をした道府県民税及び市町村民税3」

別表五(二)の「計10」及び「計15」の「仮払経理による納付④」及び「損金経理による納付⑤」の金額の合計額を記載します。

記載した金額のうち別表五(二)の「仮払経理による納付④」の本書の金額がある場合には、この別表の「減算」の空欄に「仮払税金」等と記載の上、その合計額を「総額①」及び「留保②」に併せて記載します。

(注) この仮払税金をその後の事業年度において消却した場合には、その消却をした事業年度において、次の区分に応じ、次のように処理します。

(1) 損金経理により消却した場合

その税金が損金不算入のものであると否とを問わず、この別表の「加算」の空欄に「仮払税金消却」等と記載の上、その合計額を「総額①」と「留保②」に記載します。

(2) 納税充当金で消却した場合

この別表には記載しないで、別表五(一)において、前期から繰り越された「仮払税金」の「減②」にその消却した金額を△印を付して記載するとともに、「納税充当金26」の「減②」に同額を記載します。

別表五(二)の「損金経理による納付⑤」に外書の金額がある場合には、この別表の「加算」の空欄に「未収過誤納金」等と記載の上、その金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。

【チェックポイント】

損益計算書の当期純利益又は当期純損失の金額が記載されていますか。  
特に、プラスとマイナスの符号誤りが見受けられますのでご注意ください。

「当期利益又は当期欠損の額1」の「留保②」

「総額①」に記載した金額から「社外流出③」に記載した金額の合計額を減算した金額を記載します。  
「社外流出③」に記載した金額が「総額①」に記載した金額を超えるときは、その超える金額を「留保②」に△印を付して記載します。

区 分	総 額	処 理	
		留 保 ②	社 外 流 出 ③
当 期 利 益 又 は 当 期 欠 損 の 額 1	円	円	円
損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)	2		
損金経理をした道府県民税及び市町村民税	3		
損金経理をした納税充当金	4		
損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納分を除く。 )及び過怠税	5		
減 価 償 却 の 償 却 超 過 額	6		
役 員 給 与 の 損 金 不 算 入 額	7		
交 際 費 等 の 損 金 不 算 入 額	8		
通 算 法 人 に 係 る 加 算 額 (別表四付表「5」)	9		
算	10		

【チェックポイント】

株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書の剰余金の配当の金額が記載されていますか。

【チェックポイント】

別表五(二)の5、10、15及び24～29の⑤欄でプラス表示している金額を2欄、3欄及び5欄で加算していますか。

「損金経理をした納税充当金4」

別表五(二)の「損金経理をした納税充当金31」の金額を記載します。

「損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納分を除く。 )及び過怠税5」

別表五(二)の「加算税及び加算金24」から「過怠税27」までの「当期中の納付税額③～⑤」の各欄の金額の合計額を記載します。

# 別表四

## 「所得の金額の計算に関する明細書」 「7」～「15」欄

### 「役員給与の損金不算入額7」

役員に対して支給する給与のうち、法第34条((役員給与の損金不算入))の規定により損金の額に算入されない金額を記載します。

### 「加算」の「10」

- 留保されている金額は「留保②」に、社外に流出している金額は「社外流出③」に、それぞれ記載します。
- 措置法第66条の6((内国法人に係る特定外国関係会社等の課税対象金額等の益金算入))又は措置法第66条の9の2((特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国関係法人等の課税対象金額等の益金算入))の規定による益金算入額(別表十七(三の二)「28」、別表十七(三の三)「9」又は別表十七(三の四)「11」)は、措置法令第39条の20第4項((外国関係会社の判定等))等の規定により利益積立金額を構成しませんので、「加算」の空欄に「特定外国関係会社等に係る課税対象金額」等と記載の上、その額を「総額①」及び「社外流出③」(※印を付けます。)に記載します。この場合、「小計11」の「社外流出③」の記載については、この「社外流出③」の上段に※印を付して外書きします。
- 税効果会計を採用している場合において、損益計算書上、税引前当期純利益から減算した「法人税等調整額」があるときは、「加算」の空欄に「法人税等調整額損金不算入」等と記載の上、その金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。

区 分	総 額	処 分	
		留 保 ②	社 外 流 出 ③
	①	②	③
加			
損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)	2		
損金経理をした道府県民税及び市町村民税	3		
損金経理をした納税充当金	4		
損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納分を除く。)	5		
減価償却の償却超過額	6		
役員給与の損金不算入額	7		
交際費等の損金不算入額	8		
通算法人に係る加算額 (別表四付表「5」)	9		
小 計	10		
減			
減価償却超過額の当期認容額	11		外※
納税充当金から支出した事業税等の金額	12		
受取配当等の益金不算入額 (別表八(一)「13」又は「26」)	13		※
外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表八(二)「26」)	14		
受贈益の益金不算入額	15		
適格現物分配に係る益金不算入額	16		
法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	17		
所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	18		
通算法人に係る減算額 (別表四付表「10」)	19		
小 計	20		
小 計	21		
小 計	22		外※

### 【チェックポイント】

役員に対する給与(使用人兼務役員に対する使用人職務分を除きます。以下この別表の留意点において同じです。)の額のうち、定期同額給与、事前確定届出給与及び業績連動給与のいずれにも該当しないものの額を別表四で加算していますか。

### 【チェックポイント】

別表五(二)の19の③欄及び④欄でプラス表示している事業税の額を13欄等で減算していますか。

### 【チェックポイント：その他の加算項目例】

- 別表五(二)の19の③欄及び④欄でマイナス表示している還付事業税の額
- 損益計算書の有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額のうち、税務上損金の額に算入されない金額
- 損金の額に算入されない租税公課、罰料金等の額

### 「納税充当金から支出した事業税等の金額13」

別表五(二)の「事業税及び特別法人事業税35」から「38」までの金額の合計額を記載します。  
別表五(二)の「損金不算入のもの37」に金額の記載がある場合には、その税目等をこの別表の「加算」に記載の上、その金額を「総額①」及び「社外流出③」に記載します。

# 別表四

## 「所得の金額の計算に関する明細書」 「16」～「20」欄

### 「受贈益の益金不算入額16」

法人による完全支配関係がある他の内国法人から受けた受贈益の額で、法第25条の2第1項((受贈益))の規定により益金の額に算入されない金額を記載します。

### 「適格現物分配に係る益金不算入額17」

適格現物分配により資産の移転を受けたことによって生じる収益の額で、法第62条の5第4項((現物分配による資産の譲渡))の規定により益金の額に算入されない金額を記載します。

### 「法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額18」

法人税、地方法人税、道府県民税及び市町村民税の中間納付額並びにこれらの税の過誤納に係る還付金額について、法人がそれを当期利益の額に含めている場合にその金額を記載します。  
 利子税相当額の還付金については、その納付した時に損金の額に算入されていますので、この欄で減算することはできません。

区 分	総 額	処 分	
		留 保	社 外 流 出
	①	②	③
	①		
	②		
	③		
減 価 償 却 超 過 額 の 当 期 認 容 額	12		
納 税 充 当 金 から 支 出 し た 事 業 税 等 の 金 額	13		
受 取 配 当 等 の 益 金 不 算 入 額 (別表八(一)「13」又は「26」)	14		
外 国 子 会 社 から 受 け る 剰 余 金 の 配 当 等 の 益 金 不 算 入 額 (別表八(二)「26」)	15		
受 贈 益 の 益 金 不 算 入 額	16		
適 格 現 物 分 配 に 係 る 益 金 不 算 入 額	17		
法 人 税 等 の 中 間 納 付 額 及 び 過 誤 納 に 係 る 還 付 金 額	18		
所 得 税 額 等 及 び 欠 損 金 の 繰 戻 し に よ る 還 付 金 額 等 (別表四附表「10」)	19		
通 算 法 人 に 係 る 減 算 額	20		
	21		
小 計	22		

**【チェックポイント】**  
 別表五(二)の5、10及び15の⑤欄でマイナス表示している還付法人税等又は還付所得税等(いずれも還付加算金を除きます。)の額で、雑収入等に計上しているものを18欄又は19欄で減算していますか。

**【チェックポイント】**  
 19欄と前事業年度の別表一(一)「25」欄(所得税額等の還付金額)及び「27」欄(欠損金の繰戻しによる還付請求税額)の合計額が一致していますか。

### 「所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等19」

次に掲げる還付金額で当期にその還付を受けることが確定したものについて、その額を当期利益の額に含めているかどうかにかかわらず記載します。  
 この場合に、これらの確定した還付金額を当期利益の額に含めていないときは、「加算」の空欄に「未収の所得税額の還付金等」として「総額①」及び「留保②」に記載し、その後の事業年度でこれらの還付金を当期利益の額に含めた場合には、その金額を「減算」の空欄に「未収の所得税額の還付金等」と記載の上、還付金の額を「総額①」及び「留保②」に記載します。

- 所得税額の還付金額、控除対象外国法人税額の還付金額及び復興特別所得税額の還付金額
- 欠損金の繰戻しによる還付金額
- 国税通則法の規定による附帯税(利子税を除きます。)の還付金額
- 地方税法の規定による各種加算金及び延滞金(同法第65条、第72条の45の2又は第327条の規定による納期限の延長を受けた期間に係るものを除きます。)の還付金額
- (1)から(4)まで及び「法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額18」に記載されるもの以外の租税で損金の額に算入されないものの還付金額

前期分の申告において所得税額の還付が生じたため、その還付を受けていた場合において、その後前期分の法人税につき更正処分があり、その還付を受けた所得税額の全部又は一部に相当する金額の追徴があったときは、その追徴された金額に相当する還付所得税額は、この欄には記載しないでください。  
 この場合、その還付を受けた所得税額が当期利益の額に含まれているときは、その追徴された所得税額に相当する金額は、「減算」の空欄に「追徴された所得税額」等として「総額①」及び「留保②」にそれぞれ記載します。

# 別表四

## 「所得の金額の計算に関する明細書」 「21」 欄

区 分	総 額	処 分		
		留 保	社 外 流 出	
	①	②	③	
	⋮			
減	減価償却超過額の当期認容額	12		
	納税充当金から支出した事業税等の金額	13		
	受取配当等の益金不算入額 (別表八(一)「13」又は「26」)	14		※
	外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表八(二)「26」)	15		※
	受贈益の益金不算入額	16		※
	適格現物分配に係る益金不算入額	17		※
	法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	18		
	所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	19		※
	通算法人に係る減算額 (別表四附表「10」)	20		※
		21		
小 計	22		外※	
仮 計	23		外※	
	(1) + (11) - (22)			

### 【チェックポイント】

- ・ 損益計算書の法人税等調整額に対応する金額を申告書別表四において調整する際に、プラスとマイナスを誤って記載していませんか。

### 【チェックポイント：その他の減算項目例】

- ・ 前事業年度以前に所得金額に加算した有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額について、当事業年度に売却等の減算事由が生じたもの。
- ・ 別表五(二)の「その他」の③欄に表示している充当金の取崩し又は④欄に表示している仮払経理により納付した源泉所得税若しくは外国法人税等の額。

### 「減算」の「21」

- ・ 法人計算外で経費とするもの(経費の認定損)のように税務計算上留保した金額を減少させるものは、「留保②」に記載します。
- ・ 措置法第65条の2((収用換地等の場合の所得の特別控除))、措置法第65条の3から第65条の5まで((特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除))、措置法第65条の5の2((特定の長期所有土地等の所得の特別控除))又は措置法第67条の3((農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例))の規定による損金算入額(別表十(五)「22」、「37」、「42」、「47」若しくは「52」又は別表十(七)「22」)は、措置法第65条の2第10項及び措置法令第39条の3第7項((収用換地等の場合の所得の特別控除))等の規定により利益積立金額を構成しますので、「減算」の空欄に「収用等による特別控除額」等と記載の上、その額を「総額①」及び「社外流出③」(※印を付けます。)に記載します。
- ・ 当期の決算の確定日までに剰余金の処分により積み立てた準備金等の金額で損金の額に算入するものは、「減算」の空欄に「剰余金処分による準備金積立額認容」等と記載の上、その積立額の全額(税効果会計を採用している場合には、その積立額の全額とこれに対応する税効果相当額との合計額)を「総額①」及び「留保②」に記載します。この場合、積立限度超過額があるときは、「加算」の空欄に「〇〇準備金積立超過額」等と記載の上、その積立限度超過額を「総額①」及び「留保②」に記載します。  
なお、準備金等に積立限度超過額がある場合には、このような加算及び減算をしないで、その積立額のうち積立限度相当額を「減算」欄に記載しても差し支えありません。
- ・ 税効果会計を採用している場合において、損益計算書上、税引前当期純利益に加算した「法人税等調整額」があるときは、「減算」の空欄に「法人税等調整額益金不算入」等と記載の上、その金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。
- ・ 関西国際空港用地整備準備金(措置法57の7①)、中部国際空港整備準備金(措置法57の7の2①)、農業経営基盤強化準備金(措置法61の2①)、農用地等を取得した場合の課税の特例(措置法61の3①)及び再投資等準備金(震災特例法18の3①)の規定により帳簿価額を減額することに代えて積立金として積み立てたものについては、「47」から「49」までの各欄に記載することとなりますので、記載はしないでください。





# ○ 農業経営基盤強化準備金の適用を受ける場合の申告書の記載例

≪別表七(一)≫

欠損金又は災害損失金の損金算入等に関する明細書

控除前所得金額 (別表四「43の①」)	1	200	円	金算入限度額 (1) × $\frac{50 \text{又は} 100}{100}$	2	100	円
事業年度	区分	控除未済欠損金額		当期控除額 (当該事業年度の(3)と((2)-当該事業年度前の(4)の合計額)のうち少ない金額)		翌期繰越額 (3)-(4)又は(別表七(四)「15」)	
		3		4		5	
(省略)							
計		200		100		100	

控除前所得金額は、農業経営基盤強化準備金の損金算入前の金額により計算します。

≪別表十二(十四)≫

農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

当期積立額	4	50
(4)の内訳	(4)のうち損金経理による積立額	50
	(4)のうち剰余金の処分による積立額	0
積立限度額の計算	(3)のうち準備金として積み立てられた交付金等の額	50
	所得基準準額 (別表四「45の①」-(12)-別表四「27の①」)又は(別表四の二付表「48の①」-(12)-別表四の二付表「35の①」)	100
	積立限度額 (7)と(8)のうち少ない金額	50
当期積立額のうち損金算入額 (4)と(9)のうち少ない金額	10	50

≪別表四≫  
所得の金額の計算に関する明細書

区分		総	①	②
当期利益又は当期欠損の額		1	150	
(省略)				
加算	損金経理をした農業経営基盤強化準備金積立額	10	50	50
(省略)				
仮計 (1)+(11)-(22)		23	200	××
(省略)				
差引計 ((34)から(38)までの計)		39	200	××
(省略)				
欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七(一)「4の計」+別表七(四)「10」)		44	△ 100	
総計 (43)+(44)		45	100	××
(省略)				
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十四)「10」)		47	△ 50	△ 50
(省略)				
所得金額又は欠損金額		52	50	××

別表十二(十四)「5」の金額を「総額①」及び「留保②」に移記します。

所得基準額は、欠損金控除後の金額により計算します。



## 「期首現在利益積立金額①」

原則として、前期分のこの別表の「差引翌期首現在利益積立金額④」の各欄の金額(更正又は決定があった場合には、その際にお知らせしてある金額)を移記します。

この申告が仮決算による中間申告であるときは、この欄だけを記載し、「当期の増減」及び「差引翌期首現在利益積立金額④」の記載は必要ありません。

## 「区分」の「積立金2」以下の空欄

「利益準備金1」以外の利益積立金額(税務上の否認金額のうち留保した金額を含みます。)について、その名称を記載します。

## 「当期の増減」※別表四と連動する部分

- 原則として、「減②」には別表四の「減算」の「留保②」の金額を、「増③」には別表四の「加算」の「留保②」の金額を、その内容に応じて記載します。この場合に別表四の「減算」に記載した「仮払税金(仮払法人税額、仮払地方法人税額、仮払道府県民税額又は仮払市町村民税額)」については「増③」に△印を付けて記載します。
- 当期中に剰余金の処分により積み立てた準備金等の金額で損金の額に算入するものについては、その積立額を「当期の増減」の「増③」に記載し、別表四において「減算」又は「47」から「49」までの各欄に記載した金額を「当期の増減」の「増③」に△印を付して記載します。
- 当期末後、当期の決算の確定の日までに剰余金の処分により積み立てた準備金等の金額で損金の額に算入するものについては、別表四において「減算」又は「47」から「49」までの各欄に記載した金額を「当期の増減」の「増③」に△印を付して記載します(その積立額は、翌期において「当期の増減」の「増③」に記載します。)

I 利益積立金額の計算に関する明細書				
区 分	期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 利 益 積 立 金 額 ①-②+③
		減	増	
	①	②	③	④
	円	円	円	円
利 益 準 備 金 1				
積 立 金 2				

## 【チェックポイント】

各区分ごとの「期首現在利益積立金額①」について、前期申告書の「差引翌期首現在利益積立金額④」と金額が一致していますか。

## 【チェックポイント】

貸借対照表上の任意引当金、繰延税金資産(負債)等の金額は、④欄に記載の金額と一致していますか。

## 【チェックポイント】

未払(未収)消費税額等の合計額は、消費税及び地方消費税の申告書第一表②⑥欄の金額と一致していますか(各月ごとに申告及び納付している法人の場合、その合計額に決算月の前月分の納付(還付)税額を調整した金額と一致していますか。)

## 【チェックポイント】

各区分ごとの「当期の増減」欄の金額と別表四の「留保②」欄の金額は一致していますか。

別表四に関係なく記載する「当期の増減」  
次スライド

別表五(一)

「利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書」

「当期の増減」 ※別表四と関係なく記載する部分

- 1
  - ・ 納税充当金を取り崩して、法人税及び地方法人税(利子税、延滞税を除きます。)、道府県民税又は市町村民税の額を納付した場合には、「納税充当金26」の「減②」にその合計額を記載するとともに、「未納法人税及び未納地方法人税27」、「未納道府県民税29」又は「未納市町村民税30」の「減②」にこれらの税額をそれぞれ記載します。
  - ・ 損金経理によりそれらを納付した場合は、別表四の「加算」の「損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)<sup>2</sup>」及び「損金経理をした道府県民税及び市町村民税<sup>3</sup>」の「留保②」の金額については、「未納法人税及び未納地方法人税27」、「未納道府県民税29」及び「未納市町村民税30」の「減②」にそれぞれ記載します。
- 2
  - ・ 当期の中間納付額として納付すべき法人税、地方法人税、道府県民税又は市町村民税の額がある場合には、納付の有無に関係なく、別表五(二)の「当期発生税額②」の「3」、「8」及び「13」の金額を「未納法人税等「27」、「29」及び「30」」の「増③」の「中間」にそれぞれ記載します。
- 3
  - ・ 中間配当積立金等を取り崩して剰余金の配当(資本剰余金の額の減少に伴うものを除きます。)若しくは利益の配当又はいわゆる中間配当(資本剰余金の額の減少に伴うものを除きます。)をした場合には、その積立金の取崩額を「減②」に記載するとともに、「繰越損益金25」の「増③」の金額に含まれることとなります。
  - ・ この場合に会社法第445条第4項の規定により積み立てた剰余金の配当に係る利益準備金の額は、「利益準備金1」の「増③」に記載します。
  - ・ 剰余金の配当、利益の配当若しくは中間配当又はこれらに係る利益準備金の積立のために取り崩した繰越利益金の額は、「繰越損益金25」の「減②」の金額に含まれることとなります。

I 利益積立金額の計算に関する明細書

区分	期首現在利益積立金額	当期の増減		差引翌期首現在利益積立金額 ①-②+③
		減	増	
		①	②	
利益準備金 1	円			円
積立金 2				
繰越損益金(損は赤) 24				
繰越損益金(損は赤) 25				
納税充当金 26				
未納(退職年金等積立金に対するものを除く)税法	未納法人税及び未納地方法人税(附帯税を除く。) 27	△	△	△
	未払通算税効果額(附帯税の額に係る部分の金額を除く。) 28			
	未納道府県民税(均等割額を含む。) 29	△	△	△
	未納市町村民税(均等割額を含む。) 30	△	△	△
差引合計額 31				

# 別表五(一)

## 「利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書」

「当期の増減」 ※別表四と関係なく記載する部分(続き)

4	適格合併に該当しない合併により完全支配関係がある他の内国法人から移転を受けた譲渡損益調整資産がある場合には、令第9条第1号タ((利益積立金額))に規定する金額を「減②」又は「増③」に記載します。
5	適格合併、適格分割型分割又は適格現物分配により被合併法人、分割法人又は現物分配法人から移転等を受けた資産等がある場合には、令第9条第2号から第4号まで((利益積立金額))に規定する金額を「増③」に記載します。
6	法人が有する完全支配関係がある法人の株式等について寄附修正事由が生ずる場合には、「区分」に「〇〇株式(寄附修正)」などと表示した上で、令第9条第7号((利益積立金額))に規定する金額を「減②」又は「増③」に記載します。
7	適格分割型分割により分割承継法人に移転をした資産等がある場合には、令第9条第10号((利益積立金額))に規定する金額を「減②」に記載します。
8	非適格株式分配により現物分配法人の株主等に交付した資産等がある場合には、令第9条第11号((利益積立金額))に規定する金額を「減②」に記載します。
9	資本の払戻し等及び出資等減少分配並びに自己株式の取得等により減算される利益積立金額がある場合には、令第9条第12号から第14号まで((利益積立金額))に規定する金額を「減②」に記載します。
10	減価償却資産につき減価償却超過額(法第31条第4項((減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法))に規定する損金の額に算入されなかった金額をいいます。)がある場合において、その減価償却資産につき令第48条第5項第3号ハ((減価償却資産の償却の方法))に規定する評価損が生じたときには、その評価損はまずその減価償却超過額からなるものとして、その評価損の金額と減価償却超過額の金額(その減価償却資産に係る前期から繰り越された減価償却超過額と当期の償却超過額との合計額)とのいずれか少ない金額を、「区分」に「減価償却超過額」と記載した欄の「減②」に記載するとともに、その減価償却資産に係る評価損の金額を「減②」に記載した同欄の上段に△印を付して記載します。

注：4から8までの場合には、それぞれに従って記載した金額部分が、この検算式と不適合となります。

### 【チェックポイント】

これらに該当がない場合、別表四の52②欄 + 31①欄 - 27、29、30 の③欄の合計額 ±28③欄 = 31④欄となります。

**御注意**

この表は、通常の場合には次の算式により検算されます。

$$\begin{aligned} & \text{期首現在利益積立金額合計[31]①} + \text{別表四留保所得金額又は大損金額[52]} \\ & + \text{中間分・確定分の通算効果額の合計額} = \text{差引翌期首現在利益積立金額合計[31]④} \\ & - \text{中間分・確定分の法人税等・道府県民税及び市町村民税の合計額} \end{aligned}$$

区 分		1
利 益 準 備 金	積 立 金	2
		3
		4
		5
		6
		7
		8
		9
		10
		11
		12
		13
		14
		15
		16
		17
		18
		19
		20
		21
		22
		23
		24
繰越損益金(損は赤)		25
納 税 充 当 金		26
未 退 納 納 法 人 税 等	未 納 法 人 税 及 び 未 納 地 方 法 人 税 (均等割額を除く。)	27
	未 払 通 算 税 効 果 額 (均等割額に係る部分の金額を除く。)	28
	未 納 道 府 県 民 税 (均等割額を含む。)	29
	未 納 市 町 村 民 税 (均等割額を含む。)	30
差 引 合 計 額		31
区 分		
資 本 金 又 は 出 資 金		32
資 本 準 備 金		33
		34
		35
差 引 合 計 額		36

# 別表五(一)

## 「利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書」

### 「繰越損益金25」

「期首現在利益積立金額①」には、利益剰余金の当期首残高(マイナスの場合は△印を付してください。)を記載し、同一金額を「減②」に記載することによって「期首現在利益積立金額①」を0とし、改めて利益剰余金の当期末残高を「当期の増減」の「増③」に記載します。

### 「未納法人税及び未納地方法人税(附帯税を除く。)27」

所得に対する法人税(連結納税の承認の取消しに係る特別控除取戻税額、リース特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出の額に対する法人税、土地譲渡利益金額に対する法人税及び特定同族会社の留保金額に対する法人税を含みます。)の本税及び地方法人税の本税の額の合計額を記載します。

### 「当期の増減」の「増③」の「未納法人税等」の「確定」の各欄

この申告により納付すべき法人税及び地方法人税、道府県民税又は市町村民税の額について別表五(二)の「期末現在未納税額⑥」の「4」、「9」及び「14」の本書の金額をそれぞれ記載します。

別表五(二)の「期末現在未納税額⑥」の「4」、「9」及び「14」に外書(△印)の金額がある場合(すなわち、中間納付額の還付金がある場合)には、「3」から「24」までの空欄に「未収還付法人税」等と記載の上、「当期の増減」の「増③」にその金額(△印は付けません。)を記載します。

### 「期首現在資本金等の額①」

前期分のこの別表の「差引翌期首現在資本金等の額④」の各欄の金額(更正又は決定があった場合には、その際にお知らせしてある金額)を移記します。

また、この申告が仮決算による中間申告であるときは、この欄だけを記載し、「当期の増減」及び「差引翌期首現在資本金等の額④」の記載は必要ありません。

### 「区分」の「34」及び「35」の空欄

「資本金又は出資金32」及び「資本準備金33」以外の資本金等の額について、その名称を記載します。

I 利益積立金額の計算に関する明細書				
区 分	期 首 現 在 利 益 積 立 金 額 ①	当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 利 益 積 立 金 額 ①-②+③ ④
		減 ②	増 ③	

繰越損益金(損は赤)	25			
納 税 充 当 金	26			
未(退職)金等積立金に対するものを除く。)	未納法人税及び未納地方法人税(附帯税を除く。)	27	△	△
未納法人税及び未納地方法人税(附帯税を除く。)			中間 △	
			確定 △	△
未払通算税効果額(附帯税の額に係る部分の金額を除く。)	28		中間	
			確定	
未納道府県民税(均等割額を含む。)	29	△	△	△
未納道府県民税(均等割額を含む。)			中間 △	
			確定 △	△
未納市町村民税(均等割額を含む。)	30	△	△	△
未納市町村民税(均等割額を含む。)			中間 △	
			確定 △	△
差 引 合 計 額	31			

### II 資本金等の額の計算に関する明細書

区 分	期 首 現 在 資 本 金 等 の 額 ①	当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 資 本 金 等 の 額 ①-②+③ ④
		減 ②	増 ③	

### 「当期の増減」

- 令第8条第1項第1号から第12号まで((資本金等の額))に掲げる金額を「資本準備金33」から「35」までの各欄の「増③」に記載します。
- 令第8条第1項第13号から第22号までに掲げる金額を△印を付して「資本準備金33」から「35」までの各欄の「増③」に記載します。

### 【チェックポイント】

貸借対照表に自己株式を計上している場合、令第8条第1項第20号及び第21号((資本金等の額))に掲げる金額を減算するなどの調整を行っていますか。



この別表は、2以上の種類の株式又は出資を発行している法人が令第8条第2項((資本金等の額))に規定する種類資本金額を計算するために使用します。

**「株式の種類」**  
法人が発行している株式又は出資の種類を記載します。

**「期首現在種類資本金額①」**  
前期分のこの別表の「差引翌期首現在種類資本金額④」の各欄の金額(更正又は決定があった場合には、その際にお知らせしてある金額)を移記します。

**「当期の増減」**  
別表五(一)「利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書」の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」の「当期の増減」の記載の仕方に準じて記載します。  
種類資本金額が増加又は減少をする事由が生じた場合に記載します。

株 式 の 種 類	期 首 現 在 種 類 資 本 金 額 ①	当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 種 類 資 本 金 額 ①-②+③ ④
		減 ②	増 ③	
	円	円	円	円
1				
2				
3				
...				
差 引 合 計 額 11				
備考				

# 別表五(二) 「租税公課の納付状況等に関する明細書」

記載要領  
はこちら



## 各欄共通

各欄は、法人税及び地方法人税の基本税額(別表一の「差引所得に対する法人税額13」及び「差引地方法人税額39」に相当する税額)を記載し、法人税及び地方法人税に係る利子税、延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額についてはこの欄には記載しないで、「その他」の「利子税20」、「加算税及び加算金24」及び「延滞税25」の該当欄に記載します。  
なお、「道府県民税」の各欄及び「市町村民税」の各欄も同じです。

### 「期首現在未納税額①」の「1」及び「2」

「1」及び「2」には、前期分のこの別表の「期末現在未納税額⑥」の金額を記載しますが、直前期分に係る「期首現在未納税額①」は、前期分のこの別表の「⑥」の「中間3」の金額と「確定4」の金額との合計額になります。

前期分の申告後に既往年度について更正等があった場合には、更正等の後の法人税額等を基礎として記載します。

### 「当期発生税額②」の「中間3」及び「確定4」

- (1) 「中間3」には、当期の中間分の税額を記載します。
- (2) 「確定4」には、別表一の「差引確定法人税額15」及び「差引確定地方法人税額41」の金額の合計額を記載します。

中間分の法人税額及び地方法人税額の合計額が確定分の法人税額及び地方法人税額の合計額を超える場合には、「確定4」には、その超える金額を△印を付して記載します。

### 「当期中の納付税額」の各欄

「期首現在未納税額①」又は「当期発生税額②」に記載した法人税額及び地方法人税額を当期中に納付した場合に、その納付税額を納税充当金を取り崩して納付したか、仮払金として納付したか、又は損金経理により納付したかにより、それぞれ該当欄に区分して記載します。この場合に、過誤納があるときは、各欄にそれぞれ外書きしてください。この外書の金額は、「⑥」に移記する必要はありません。

外書の場合は、法人の確定した決算において未収金又は仮払金として計上していない場合には、別表五(一)の空欄に「未収過誤納金」等と記載の上、その合計額を「増③」に記載します。

この場合、「⑤」の外書の場合は、別表四の「加算」の空欄にも記載することとなります。

税目及び事業年度	期首現在未納税額 ①	当期発生税額 ②	当期中の納付税額			期末現在未納税額 ①+②-③-④-⑤ ⑥
			充当金取崩しによる納付 ③	仮払経理による納付 ④	損金経理による納付 ⑤	
法地	1	円	円	円	円	円
人方	2					
税法	3	円				
及人	4					
び税	5					
計						

### 「期末現在未納税額⑥」

「確定4」に記載することとなる金額がマイナスになる場合にあつてはその金額は外書き(△印を付けます。)します。

ただし、「中間3」に未納税額の記載がある場合にあつてはその未納税額に相当する金額に達するまでの金額は本書きし(△印を付けます。),「確定4」の「②」の金額と本書きした金額との差額を外書き(△印を付けます。)します。

この外書の金額は、別表五(一)の空欄に「未収還付法人税」等と記載の上「当期の増減」の「増③」に記載します。

### 「計5」

「当期中の納付税額」の各欄の金額を合計した金額は、別表五(一)の「未納法人税及び未納地方法人税(附帯税を除く。)27」の「減②」の金額と符合します。



# 別表五(二)

## 「租税公課の納付状況等に関する明細書」

### 「期首現在未納税額①」の「6」及び「7」

「6」及び「7」には、前期分のこの別表の「期末現在未納税額⑥」の金額を記載しますが、その金額が、支店等の税率が異なっていることなどにより標準税率を基として算出されたものであるときは、当期において申告等により具体的に確定した金額を記載します。

### 「当期発生税額②」の「中間8」及び「確定9」

「中間8」及び「確定9」には、その事業年度の法人税を基礎として地方税法の規定により算出した道府県民税額を記載します。ただし、支店等が他の都道府県にある場合には、標準税率により算出した税額を記載しても差し支えありません。

### 【チェックポイント】

5、10、15 及び24～29の⑤欄の金額(プラス表示分)は、別表四の2、3及び5欄の金額と一致していますか。  
5、10、15欄でマイナス表示されている還付法人税等又は還付所得税等(いずれも還付加算金を除きます。)で雑収入等に計上されているものが、別表四の18又は19欄で減算されていますか。

税目及び事業年度	期首現在未納税額 ①	当期発生税額 ②	当期中の納付税額			期末現在未納税額 ①+②-③-④-⑤ ⑥
			充当金取崩しによる納付 ③	仮払経理による納付 ④	損金経理による納付 ⑤	

### 【チェックポイント】

期首現在未納税額①の各欄は、前事業年度の申告書の期末現在未納税額⑥と一致していますか。

び税	計	5				
	・	6				
	・	7				
道府県民税	当期分	中間	8			
		確定	9			
	計	10				
	・	11				
	・	12				
市町村民税	当期分	中間	13			
		確定	14			
	計	15				

他の	損金の	加算税及び加算金	24			
	不算入のもの	延滞税	25			
		延滞金(延納分を除く。)	26			
		過怠税	27			
			28			
		29				

# 別表五(二)

## 「租税公課の納付状況等に関する明細書」

### 「16」から「18」までの各欄

「道府県民税」の「6」から「8」までの記載要領に準じて記載します。この場合、前期の確定分の税額は「17」の「②」に記載します。

「当期中の納付税額」の各欄に記載した金額のうち前期までに既に損金の額に算入された事業税及び特別法人事業税の額がある場合には、その既に損金の額に算入された事業税及び特別法人事業税の額に相当する金額については、別表四の「加算」の空欄に「事業税認定損」等として「総額①」及び「留保②」に記載します。

### 「仮払経理による納付④」

別表四の「減算」の空欄に「仮払事業税認定損」等として「総額①」及び「留保②」に記載します。

### 「損金経理による納付⑤」

未払金として経理した金額を含めて記載します。当期分の事業税及び特別法人事業税は、当期の損金の額に算入されませんから、別表四で加算することになります。

### 「延滞金(延納に係るもの)21」

地方税法第65条、第72条の45の2及び第327条の規定による納期限の延長を受けた期間に係る延滞金について記載し、その他の期間に係る延滞金については「損金不算入のもの」の「延滞金(延納分を除く。)26」に記載します。

### 【チェックポイント】

申告期限未到来の事業に係る事業所税を未払金として損金に算入していませんか(未払金に計上した金額で損金に算入される事業所税等は、製造原価、工事原価等として経理した金額に限られます。)

### 【チェックポイント】

「その他」の③欄に表示している充当金の取崩し又は④欄に表示している仮払経理により納付した源泉所得税若しくは外国法人税等の額を別表四で減算していますか。

### 「当期中の納付税額」の各欄

「法人税及び地方法人税」の「当期中の納付税額」の各欄の記載要領に準じて記載します。

なお、「20」以下の各欄の「損金経理による納付⑤」には、未払金として経理した金額を含めて記載します。したがって、この経理をした金額は、その後は期首及び期末の未納税額に記載しません。

税目及び事業年度	期首現在 未納税額 ①	当期発生税額 ②	当期中の納付税額			期末現在 未納税額 ①+②-③-④-⑤ ⑥
			充当金取崩し による納付 ③	仮払経理に よる納付 ④	損金経理に よる納付 ⑤	

### 【チェックポイント】

19の③欄及び④欄でプラス表示している事業税の額を別表四の13欄等で減算していますか。  
19の③欄及び④欄でマイナス表示している還付事業税の額を別表四で加算していますか。

特別法人事業税及び税	16				
当期中間分	17				
計	18				
損金算入のもの	20				
延滞金(延納に係るもの)	21				
	22				
	23				

# 別表五(二)

## 「租税公課の納付状況等に関する明細書」

### 「32」

還付を受けた法人税等の金額で納税充当金へ繰り入れた金額等法人が損金経理により繰り入れた金額以外の繰入額を記載します。

空欄には、例えば「還付法人税」等と記載します。

「32」に記載した金額が、例えば、前期以前において生じた還付金を当期に納税充当金として受け入れた場合には、別表五(一)の「納税充当金26」の「増③」に記載するとともに、該当欄の「減②」に同額を記載し、別表四には関係させません。

### 【チェックポイント】

損金経理による納付欄に法人税等の益金不算入の還付金がある場合、別表四で減算していますか。

### 【チェックポイント】

外国で課された罰金又は料金は、損金不算入となります。

また、外国で課された税金に附帯して課される附帯税は損金算入となります。

税目及び事業年度	期首現在未納税額	当期発生税額	当期中の納付税額			期末現在未納税額
	①		②	③	④	⑤

の 他 の 損 金 不 算 入 の もの	加算税及び加算金	24				
	延滞税	25				
	延滞金 (延納分を除く。)	26				
	過怠税	27				
		28				
		29				

【チェックポイント】  
納税充当金を雑益に振り替えている場合、別表四で減算していますか。

### 【チェックポイント】

納税充当金から支出した(又は仮払経理により支出した)利子、配当等に係る源泉所得税(損金算入のもの)を別表四で減算していますか。

### 「損金算入のもの36」

「利子税20」から「23」までの「充当金取崩しによる納付③」の金額の合計額を記載します。

### 「損金不算入のもの37」

「加算税及び加算金24」から「29」までの「充当金取崩しによる納付③」の金額の合計額を記載します。

### 「38」

納税充当金の取崩額のうち「法人税額等34」から「損金不算入のもの37」まで及び「仮払税金消却39」以外により取り崩した金額を記載します。

### 「仮払税金消却39」

前期以前に納付した税金を仮払金等として経理していた金額について当期において納税充当金を取り崩して消却した金額を記載します。  
この場合には、別表五(一)において、前期から繰り越された「仮払税金」の「減②」にその消却した金額を△印を付して記載するとともに、「納税充当金26」の「減②」に同額を記載します。

納税充当金の計算		円	
期首納税充当金	30	そ	損金算入のもの 36
繰入		の	損金不算入のもの 37
額		他	
		の	
		計	仮払税金消却 39
		計	
		計	
法人税額等 (5の③)+(10の③)+(15の③)	34	計	(34)+(35)+(36)+(37)+(38)+(39) 40
事業税及び特別法人事業税 (19の③)	35	期	末納税充当金 41
		末	
		計	(30)+(33)-(40)

### 【チェックポイント】

「41」の金額と貸借対照表上の納税充当金(未払法人税等)は一致していますか。

# 別表六(一) 「所得税額の控除に関する明細書」

記載要領  
はこちら



この別表は、まず、中段の「剰余金の配当(略)、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配(略)、集団投資信託(略)の収益の分配又は割引債の償還差益に係る控除を受ける所得税額の計算」及び下段の「その他に係る控除を受ける所得税額の明細」(「7」以下)を記載し、次に上段の各欄(「1」から「6」まで)を記載します。

## 「収入金額①」の各欄

当期中に支払を受ける金額(所得税及び復興特別所得税込みの金額をいい、利子等については当期末までにその利払期の到来しているものに、配当等についてはその支払のために通常要する期間内に支払を受けることが見込まれるものに限り、以下この別表の留意点において同じです。)を記載します。

## 「集団投資信託(合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除く。))の収益の分配3」

証券投資信託の収益の分配の額のうち、措置法第67条の6第1項((特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例))に規定する特定株式投資信託の収益の分配の額がある場合には、その額を上段に内書として記載します。

## 「その他5」

所得税法第174条第3号から第10号まで((内国法人に係る所得税の課税標準))に規定する給付補填金、利息、利益、差益、利益の分配及び賞金の支払を受けた場合並びに懸賞金等の額及びみなし配当等の額がある場合に、それらの金額を記載します。

下欄の「その他に係る控除を受ける所得税額の明細」が、この内訳となります。

## 「②のうち控除を受ける所得税額③」の各欄

「剰余金の配当(略)、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配(略)2」、「集団投資信託(略)の収益の分配3」及び「割引債の償還差益4」には、中段の「剰余金の配当(略)、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配(略)、集団投資信託(略)の収益の分配又は割引債の償還差益に係る控除を受ける所得税額の計算」の「個別法による場合」又は「銘柄別簡便法による場合」のいずれかの方法により計算した配当等の計算期間のうち元本を所有していた期間に対応する部分の額のそれぞれの合計額を記載します。

区 分	収 入 金 額 ①	①について課される 所 得 税 額 ②	②のうち控除を受ける 所 得 税 額 ③
公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除く。の収益の分配並びに特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当剰余金の配当(特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係るものを除く。)、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配(みなし配当等を除く。))	円	円	円
1			
2			
集団投資信託(合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除く。))の収益の分配			
3			
割引債の償還差益			
4			
そ の 他			
5			
計			
6			

【チェックポイント】  
「①について課される所得税額②」欄の金額は、おおむね「収入金額①」欄の金額の15.315%相当額ですか。

【チェックポイント】  
「計6」の「②のうち控除を受ける所得税額③」欄の金額と別表一「16」及び別表四「法人税額から控除される所得税額29」の「総額①」の金額は一致していますか。

# 別表六(一)

## 「所得税額の控除に関する明細書」

「**剰余金の配当(略)、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配(略)、集団投資信託(略)の収益の分配又は割引債の償還差益に係る控除を受ける所得税額の計算**」の各欄

- ・ 配当等の計算期間のうち元本を所有していた期間に対応する部分の額の計算について、令第140条の2第2項((種類、銘柄及び元本の所有期間の異なるものごとに、個別に計算する方法))の規定の適用を受ける場合には「個別法による場合」の各欄を、同条第3項((元本の増加分について所得税額の2分の1を控除する簡便計算法))の規定の適用を受ける場合には「銘柄別簡便法による場合」の各欄を、それぞれ記載します。
- ・ 銘柄別簡便法による場合には、①株式及び出資(特定公社債等運用投資信託の受益権及び社債的受益権を除きます。)と②集団投資信託(合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除きます。))を除きます。)の受益権の2グループに区分し、さらにその元本をその配当等の計算の基礎となった期間が1年を超えるものと1年以下のものに区分し、その区分に属する元本の全てについて、その銘柄ごとに、令第140条の2第3項に規定する方法により計算することになります。
- ・ 国内追加型投資信託とそれ以外の投資信託は別のグループに区分することができます。

「**その他に係る控除を受ける所得税額の明細**」の各欄  
 所得税法第174条第3号から第10号までに規定する給付補填金、利息、利益、差益、利益の分配及び賞金の支払を受けた場合並びに懸賞金等の額及びみなし配当等の額がある場合に、それらの金額の内訳を記載します。

この欄に記載しきれないときは、その明細をこの内訳の様式により別紙に記載して添付してください。

剰余金の配当(特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係るものを除く。)、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配(みなし配当等を除く。)、集団投資信託(合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除く。))を除く。)の収益の分配又は割引債の償還差益に係る控除を受ける所得税額の計算

個別法による場合	銘柄	収入金額	所得税額	配当等の計算期間	(9)のうち元本所有期間	所有期間割合 (10)/(小点数以下3位未満切上げ)	控除を受ける所得税額 (8)×(11)
	7	8	9	10	11	12	
銘柄別簡便法による場合	銘柄	収入金額	所得税額	配当等の計算期末の所有元本数等	配当等の計算期首の所有元本数等	(15)-(16) 2又は12 (マイナスの場合は0)	控除を受ける所得税額 (14)×(18)
	13	14	15	16	17	18	19

その他に係る控除を受ける所得税額の明細

支払者の氏名又は法人名	支払者の住所又は所在地	支払を受けた年月日	収入金額	控除を受ける所得税額	参考
			20	21	

**【チェックポイント】**  
 12 欄及び19 欄で所有期間によるあん分計算を要しないものについて、あん分計算を行っていますか。  
 (例) 公社債及び預貯金の利子、合同運用信託・公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除きます。)の収益の分配、特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当、資本剰余金の減少に伴う剰余金の配当、分割型分割による剰余金の配当、株式配当

「**配当等の計算期間9**」及び「**(9)のうち元本所有期間10**」

- ・ 配当等が令第140条の2第1項第1号((法人税額から控除する所得税額の計算))に規定する剰余金の配当若しくは利益の配当若しくは剰余金の分配又は金銭の分配(以下この別表の留意点において「剰余金配当等」といいます。))である場合には、その剰余金配当等(以下この別表の留意点において「判定対象配当等」といいます。))の直前にその判定対象配当等を支払う法人から受けた剰余金配当等の支払に係る基準日の翌日からその判定対象配当等の支払に係る基準日までの期間を「配当等の計算期間9」に記載します。
- ・ 月数は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。
- ・ 設定により取得した国内追加型投資信託については、これらの欄の記載を省略し、「所有期間割合11」に、「1.000」と記載して控除を受ける所得税額を計算してください。

「**(15)-(16) 17**」  
**2又は12**

- 次の場合に応じ、次により記載します。
- (1) 配当等の計算期間が1年以下であるものの元本の場合 …… (15) - (16)  

$$\frac{\quad}{2 \text{ 又は } 12}$$
  - (2) 配当等の計算期間が1年を超えるものの元本の場合 …… (15) - (16)  

$$\frac{\quad}{2 \text{ 又は } 12}$$

「**配当等の計算期末の所有元本数等15**」及び「**配当等の計算期首の所有元本数等16**」  
 口数の定めがない出資については所有元本の数により、その他のものについては所有元本の数により記載します。

# 別表七(一) 「欠損金又は災害損失金の損金算入等に関する明細書」

記載要領  
はこちら



$$\text{「損金算入限度額(1)} \times \frac{50 \text{又は} 100}{100} \text{ 2」}$$

次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。

(1) 当期が中小法人等事業年度に該当しない事業年度である場合  $(1) \times \frac{50}{100}$

(注) 中小法人等事業年度とは、法第57条第11項各号((欠損金の繰越し))に掲げる法人の法第57条第11項各号に定める各事業年度及び次に掲げる法人の各事業年度をいいます。

- ① 措置法第66条の11の5第2項((銀行等保有株式取得機構の欠損金の損金算入の特例))の規定を受ける銀行等保有株式取得機構
- ② 措置法第67条の14第1項第1号((特定目的会社に係る課税の特例))に掲げる要件を満たす特定目的会社
- ③ 措置法第67条の15第1項第1号((投資法人に係る課税の特例))に掲げる要件を満たす投資法人
- ④ 措置法第68条の3の2第1項第1号((特定目的信託に係る受託法人の課税の特例))に掲げる要件を満たす同項に規定する特定目的信託に係る受託法人
- ⑤ 措置法第68条の3の3第1項第1号((特定投資信託に係る受託法人の課税の特例))に掲げる要件を満たす同項に規定する特定投資信託に係る受託法人

(2) (1)以外の事業年度である場合  $(1) \times \frac{100}{100}$

中小法人等の判定については、「中小企業者の判定等フロー」(P3)を参照してください。

### 「控除未済欠損金額3」

青色欠損金額又は災害損失欠損金額のうち、当期首前9年以内に開始した事業年度において生じたもの又は当期首前10年以内に開始した事業年度において生じたもので、過去に繰越控除又は繰戻しを受けなかった金額(前期分のこの別表の「翌期繰越額」)を古い事業年度の分から順次記載します。

また、平成30年4月1日以後に開始する事業年度において生ずる青色欠損金額又は災害損失欠損金額の繰越期間は10年間となりますが、同日前に開始した事業年度において生じた欠損金額の繰越期間は9年間となりますのでご注意ください。

### 《3月決算法人の例》

令和5年3月期(自令和4年4月1日至令和5年3月31日)に控除できる青色欠損金額は、平成26年3月期(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)以降に生じた青色欠損金額であり、翌期へ繰り越すことができるのは平成27年3月期(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)以降に生じた青色欠損金額です。

### 【チェックポイント】

「控除未済欠損金額3」欄の金額について、前期の申告書の別表七(一)の「翌期繰越額5」欄の金額等と一致していますか。

中小企業者の判定等フローはこちら



控除前所得金額 <sup>1</sup> (別表四「43の①」)		損金算入限度額 <sup>2</sup> (1) × $\frac{50 \text{又は} 100}{100}$	
事業年度	区分	控除未済欠損金額 <sup>3</sup>	当期控除額 <sup>4</sup> (当該事業年度の(3)と(2)-当該事業年度前の(4)の合計額)のうち少ない金額
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	円	円
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	円	円
計			

### 【チェックポイント】

繰越欠損金は、税務計算上の金額によっていますか(法人計算上の金額により処理していませんか。)

「当期控除額(当該事業年度の(3)と(2)-当該事業年度前の(4)の合計額)のうち少ない金額」4  
古い事業年度の分から順次補填するものとしてその控除できる金額を記載します。

### 【チェックポイント】

「当期控除額 4」の「計」欄が別表一「27」欄、別表四「欠損金又は災害損失金等の当期控除額 44」の金額と一致していますか。

### 【チェックポイント】

「翌期繰越額 5」の「合計」欄と別表一「28」欄の金額が一致していますか。

# 別表七(一)

## 「欠損金又は災害損失金の損金算入等に関する明細書」

### 「当期分」の各欄共通

当期の別表四の「所得金額又は欠損金額52」の「総額①」に欠損金額の記載がある場合に、その欠損金額を「当期分」の「欠損金額」に記載するとともに、その内訳を「同上のうち」の各欄に記載します。

なお、「災害損失金」は、当期が青色申告書を提出することができない事業年度であり、かつ、その欠損金額のうち災害による損失がある場合に、この表の「繰越控除の対象となる損失の額16」の金額を移記します。

この申告が仮決算による中間申告である場合には、「翌期繰越額5」の記載は必要ありません。

当 期 分	欠	損 金 額			欠 損 金 の 繰 戻 し 額
		(別表四「52の①」)			
	同 上 の う ち	災 害 損 失 金			
	青 色 欠 損 金				
	合 計				

### 「欠損金の繰戻し額」

・ 次の区分に応じ、それぞれ次により記載します。

(1) 「災害損失金」の「欠損金の繰戻し額」

「災害損失金」のうち法第80条第5項((欠損金の繰戻しによる還付))において準用する同条第1項の規定の適用を受ける場合にその適用を受ける金額を記載します。

(2) 「青色欠損金」の「欠損金の繰戻し額」

「青色欠損金」のうち法第80条の規定の適用を受ける場合にその適用を受ける金額を記載します。

・ 当期が青色申告書を提出できる事業年度である場合には、「災害損失金」の「欠損金の繰戻し額」には記載せず、「青色欠損金」の「欠損金の繰戻し額」に、青色欠損金の繰戻し額と災害損失欠損金の繰戻し額の合計額を記載してください。

・ 措置法第66条の12第1項各号((中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用))に掲げる法人以外の法人にあっては、当期が平成4年4月1日から令和6年3月31日までの間に終了する事業年度である場合には、清算中に終了する事業年度、解散(適格合併による解散を除きます。)若しくは事業の全部の譲渡などの特別の事実があるとき又は法第80条第5項に規定する災害損失欠損金額若しくは令和2年改正法第15条の規定による改正前の措置法第66条の13第1項((中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用))に規定する設備廃棄等欠損金額若しくは銀行等保有株式取得機構の欠損金額があるときを除き、法第80条第1項の規定の適用を受けることができませんのでご注意ください。

・ 普通法人(投資法人、特定目的会社及び受託法人を除きます。)のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの(相互会社を除きます。)(当期末において資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等による完全支配関係がある法人など法第66条第5項第2号又は第3号《各事業年度の所得に対する法人税の税率》)に掲げる法人に該当するものを除きます。)など、措置法第66条の12第1項各号に掲げる法人の各事業年度において生じた欠損金額については、法第80条の規定の適用を受けることができます。

# 別表七(一)

## 「欠損金又は災害損失金の損金算入等に関する明細書」

### 「災害の種類」

震災、風水害、火災等の災害の種類を記載します。災害の呼称が定められているものは、その災害の呼称を記載します。

### 「災害のやんだ日又はやむを得ない事情のやんだ日」

災害が引き続き発生するおそれなくなり、災害復旧に着手できる状態になった日又は震災特例法第15条第1項各号((震災関連原状回復費用に係る損失の繰越しの特例))に掲げる費用その他これらに類する費用の支出を行うことが困難な事情がやんだ日を記載します。

### 「災害により生じた損失の額」の各欄共通

棚卸資産と固定資産(固定資産に準ずる繰延資産を含みます。)とに区分して記載します。

なお、その明細を次の表により別紙に記載して添付してください。

災害により生じた損失の額に関する明細書

資産の種類	災害前の帳簿価額	災害により生じた損失の額				計	保険金賠償等 又は損害金額
		資産の減 失等によ り生じた 損失の額	資源の回 復に要す る費用に 係る損失 の額	被害の拡 大防止に 係る費用 の損失の 額	被害の発 生のため の損失の 額		
	円	円	円	円	円	円	

災害の種類	棚卸資産	固定資産 (固定資産に準ずる繰延資産を含む。)	計 ①+②
	①	②	③
当期の欠損金額 (別表四「52の①」)			円
災害により生じた損失の額			
資産の滅失等により生じた損失の額	円	円	
被害資産の原状回復のための費用等に係る損失の額			
被害の拡大又は発生の防止のための費用に係る損失の額			
計 (7)+(8)+(9)			
保険金又は損害賠償金等の額			
差引災害により生じた損失の額 (10)-(11)			
同上のうち所得税額の還付又は欠損金の繰戻しの対象となる災害損失金額			
中間申告における災害損失欠損金の繰戻し額			
繰戻しの対象となる災害損失欠損金額 (6の③)と(13の③)-(14の③)のうち少ない金額			
繰越控除の対象となる損失の額 (6の③)と(12の③)-(14の③)のうち少ない金額			

○ 左記様式は、国税庁ホームページ  
(<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/shinkoku/itiran2022/pdf/f08.pdf>)に掲載しています。

【災害により生じた損失の額に関する明細書】







この別表を記載する場合には、その記載に先立って別表八(一)付表一の「受取配当等の額の明細」の各欄を記載し、次にこの別表において負債利子等の額の計算をします。

- ① 令和2年旧令第22条第1項((当年度実績による負債利子等の額の計算))による場合には下段の「当年度実績による場合の総資産価額等の計算」の各欄及び上段左の「当年度実績により負債利子等の額を計算する場合」の各欄を記載し、
- ② 令和2年旧令第22条第4項((基準年度実績による負債利子等の額の計算))による場合には上段右の「基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合」の各欄を記載します。
  - (注) 1 「負債利子等の額の計算」及び「基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合」の各欄は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度(令和4年4月1日前に開始した事業年度(令和2年改正法附則第14条第1項(連結納税制度の改正に伴う経過措置の原則)に規定する旧事業年度(以下別表八(一)付表一、別表十一(一)、別表十一(一の二)及び別表十四(二)の留意点において「旧事業年度」といいます。))を除きます。)にあっては、記載を要しません。
  - 2 上記②による場合には、下段の「当年度実績による場合の総資産価額等の計算」の各欄の記載を要しません。
  - 3 令和2年旧令第22条第4項の規定は、平成27年4月1日に存する法人について適用がありますが、適用を受ける法人が同日以後に行われる適格合併に係る合併法人である場合には、その法人及びその適格合併に係る被合併法人の全てが同日に存していたもの(その適格合併が法人を設立する合併である場合にあっては、その適格合併に係る被合併法人の全てが同日に存していたもの)に限ります。

**「当期に支払う負債利子等の額3」及び「当期に支払う負債利子等の額16」**  
 当期に支払う負債利子のほか、令和2年旧令第21条((負債の利子に準ずるもの))に掲げるものも含めて記載します。

**「連結法人に支払う負債利子等の額4」**  
 その内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に支払う負債の利子の額を記載します。

**【チェックポイント】**  
 資産の取得価額に算入されている支払利子の額を負債利子等に含めていますか。

当年度実績により負債利子等の額を計算する場合		基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合	
円		円	
完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (別表八(一)付表一「9の計」)	1	完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (別表八(一)付表一「9の計」)	14
受取配当等の額 (別表八(一)付表一「16の計」又は「20の計」)	2	受取配当等の額 (別表八(一)付表一「16の計」)	15
関係 負債 連 債 法 子 に 関 連 する 法人 に 支 払 う 負 債 利 子 等 の 額	3	関係 負債 連 債 法 子 に 関 連 する 法人 に 支 払 う 負 債 利 子 等 の 額	16
連 結 法 人 に 支 払 う 負 債 利 子 等 の 額	4	連 結 法 人 に 支 払 う 負 債 利 子 等 の 額	16
国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、対象純支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額 (別表十七(一)「35」と別表十七(二の二)「29」のうち多い金額)又は(別表十七(二の二)「34」と別表十七(三(二))「17」のうち多い金額)	5	国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、対象純支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額 (別表十七(一)「35」と別表十七(二の二)「29」のうち多い金額)又は(別表十七(二の二)「34」と別表十七(三(二))「17」のうち多い金額)	17
		超 過 利 子 額 の 損 金 算 入 額 (別表十七(二の三)「10」)	18

**【チェックポイント】**  
 3欄又は16欄の金額は、損益計算書の支払利息(社債利息及び手形の割引料等を含みます。)の額の合計額(別表四において、支払利息等に係る申告調整を行っている場合、その調整後の金額)と一致していますか。

# 別表八(一)

## 「受取配当等の益金不算入に関する明細書」

人 等 の 株 式 の 計 算	超過利子額の損金算入額 (別表十七(二)の三)「10」	6	人 等 の 株 式 の 計 算	計 (16) - (17) + (18)	19
	計 (3) - (4) - (5) + (6)	7		平成27年4月1日から平成29年3月31日 までの間に開始した各事業年度の負債利 子等の額の合計額	20
	総資産価値額 (29の計)	8		同上の各事業年度の関連法人株式等に係 る負債利子等の額の合計額	21
	期末関連法人株式等の帳簿価値額 (30の計)	9		負債利子控除割合 $\frac{(21)}{(20)}$ (小数点以下3位未満切捨て)	22
	受取配当等の額から控除する負債利子等の額 $(7) \times \frac{(9)}{(8)}$	10		受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (19) × (22)	23
	その他株式等に係る受取配当等の額 (別表八(一)付表一「26の計」)	11		その他株式等に係る受取配当等の額 (別表八(一)付表一「26の計」)	24
	非支配目的株式等に係る受取配当等の額 (別表八(一)付表一「33の計」)	12		非支配目的株式等に係る受取配当等の額 (別表八(一)付表一「33の計」)	25
	受取配当等の益金不算入額 (1) + ((2) - (10)) + (11) × 50% + (12) × (20%又は40%)	13		受取配当等の益金不算入額 (14) + ((15) - (23)) + (24) × 50% + (25) × (20%又は40%)	26
					円

「平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した各事業年度の負債利子等の額の合計額20」  
平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した各事業年度のうちに株式等を所有していなかったため配当等の額から控除すべき負債利子等の額がない事業年度がある場合には、その控除すべき負債利子等の額のない事業年度の負債利子等の額は含めません。

「同上の各事業年度の関連法人株式等に係る負債利子等の額の合計額21」  
「20」に記載した金額のうち、その各事業年度の関連法人株式等の配当等から控除すべきものとして計算した負債利子等の額の合計額を記載します。  
平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した各事業年度の負債利子等の額につき令和2年旧令第23条((受取配当等の益金不算入))及び令和2年旧令第22条第1項((当年度実績による負債利子等の額の計算))の規定を適用して計算した負債利子等の額の合計額を記載します。

【チェックポイント】  
「受取配当等の益金不算入額13又は26」欄の金額が、別表四「14」欄及び別表三(一)付表「11」欄と一致していますか。

【チェックポイント】  
基準年度実績により負債利子等の額を計算している場合、20欄～23欄に金額を記載していますか。  
20欄及び21欄の金額に適格合併に係る被合併法人分も含めていますか(その場合、適格合併に係る全ての法人が平成27年4月1日に存在していますか。)

# 別表八(一)

## 「受取配当等の益金不算入に関する明細書」

### 【チェックポイント】

総資産の帳簿価額は、令和2年旧令22①一((当年度実績による負債利子等の額の計算))に規定されている調整項目以外の項目を加減算していませんか。

### 「総資産の帳簿価額27」

確定決算に基づく貸借対照表に計上している総資産の帳簿価額の合計額(両建勘定、返品債権特別勘定など資産の帳簿価額に含まれないものは控除したところによります。)を記載します。

税効果会計を採用している場合に計上される繰延税金資産勘定の金額は、総資産の帳簿価額の合計額に含まれます。

### 「連結法人に支払う負債利子等の元本の負債の額等28」

次の(1)から(3)までに掲げる金額(法人が連結法人である場合にあっては(1)から(4)までに掲げる金額)の合計額を記載します。

- (1) 固定資産の帳簿価額を損金経理により減額することに代えて積立金として積み立てている金額
- (2) 特別償却準備金として積み立てている金額
- (3) 土地の再評価に関する法律第3条第1項の規定により再評価が行われた土地に係る同法第7条第2項に規定する再評価差額金が貸借対照表に計上されている場合のその土地に係る再評価差額に相当する金額
- (4) 法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人に支払う負債の利子の元本である負債の額に相当する金額

税効果会計を採用している場合において、剰余金の処分により圧縮積立金又は特別償却準備金を積み立てているときは、その積立金等に係る税効果相当額も含めて記載します。

区分	総資産の帳簿価額	連結法人に支払う負債利子等の元本の負債の額等	総資産価額(27)-(28)	期末関連法人株式等の帳簿価額
	27	28	29	30
前期末現在額	円	円	円	円
当期末現在額				
計				

### 【チェックポイント】

関連法人株式等の帳簿価額は、税務計算上の金額になっていますか。

また、外国法人の株式の帳簿価額を関連法人株式等の帳簿価額に含めていませんか。

### 「期末関連法人株式等の帳簿価額30」

各期末における期末関連法人株式等について、税務計算上の帳簿価額を記載します。

なお、この場合の期末関連法人株式等とは、内国法人が他の内国法人(公益法人等及び人格のない社団等を除きます。)の発行済株式又は出資(当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除きます。)の総数又は総額の3分の1を超える数又は金額の当該他の内国法人の株式等を、その事業年度終了の日の6月前の日の翌日(当該他の内国法人がその翌日後に設立された法人である場合には、当該他の内国法人の設立の日)から当期末まで引き続き有している場合における当該他の内国法人の株式等(期末完全子法人株式等を除きます。)をいいます。

(注) 期末完全子法人株式等とは、内国法人が他の内国法人(公益法人等及び人格のない社団等を除きます。)との間に当期首(当該他の内国法人が当期の中途において設立された法人である場合には、当該他の内国法人の設立の日)から当期末まで継続して完全支配関係があった場合(その内国法人が当期の中途において当該他の内国法人との間に完全支配関係を有することとなった場合において、当期首からその完全支配関係を有することとなった日まで継続して当該他の内国法人と他の者との間に当該他の者による完全支配関係があり、かつ、同日から当期末まで継続してその内国法人と当該他の者との間及び当該他の内国法人と当該他の者との間に当該他の者による完全支配関係があったときを含みます。)の当該他の内国法人の株式等をいいます。

「前期末現在額」には、期末関連法人株式等とこれ以外の株式等との区分が前期と当期とで異なる場合であっても、前期のこの別表の「当期末現在額」の金額をそのまま記載します。



**「令第19条第2項の規定による支払利子控除額の計算1」**  
 その事業年度に係る支払利子等の額の合計額の10%に相当する金額が、その事業年度において受ける関連法人株式等に係る配当等の額の合計額の4%に相当する金額以下である場合には、関連法人株式等から控除する金額を支払利子等の額の合計額の10%に相当する金額とすることができます。  
 この計算の適用を受ける場合には、「適用」に○を囲んで表示します。

**「当期に支払う利子等の額2」**  
 当期に支払う負債利子のほか、令第19条第2項((関連法人株式等に係る配当等の額から控除する利子の額))に規定する手形の割引料若しくは満たない部分の金額、同条第3項各号に掲げる金額その他経済的性質が利子に準ずるもの又は令和2年旧令第21条((負債の利子に準ずるもの))に掲げるものも含めて記載します。

支 払 利 子 等 の 額 の 明 細							
令第19条第2項の規定による支払利子控除額の計算							
1	適用・不適用						
2	円	当期に支払う利子等の額					
3		国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、対象純支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額 (別表十七(一)「35」と別表十七(二)「29」のうち多い金額又は別表十七(二)「34」と別表十七(三)「17」のうち多い金額)					
4		超過利子額の損金算入額 (別表十七(二)「10」)					
5		支払利子等の額の合計額 (2)-(3)+(4)					
受 取 配 当 等 の 額 の 明 細							
6		法人名					
7		本店の所在地					
8		受取配当等の額の計算期間					
9		受取配当等の額					
							計
							円

**「完全子法人株式等」の各欄**  
 完全子法人株式等に係る配当等について記載します。  
 この場合の、完全子法人株式等とは、その配当等の額の計算期間の初日からその計算期間の末日まで継続して内国法人とその配当等をする他の内国法人(公益法人等及び人格のない社団等を除きます。)との間に完全支配関係がある場合(その内国法人がその計算期間の途中において当該他の内国法人との間に完全支配関係を有することとなった場合において、その計算期間の初日からその完全支配関係を有することとなった日まで継続して当該他の内国法人と他の者との間に当該他の者による完全支配関係があり、かつ、同日からその計算期間の末日まで継続してその内国法人と当該他の者との間及び当該他の内国法人と当該他の者との間に当該他の者による完全支配関係があるときを含みます。)の当該他の内国法人の株式等(その受ける配当等の額が法第24条第1項((配当等の額とみなす金額))の規定により配当等の額とみなされる金額であるときは、その金額に係る効力が生ずる日の前日においてその内国法人と当該他の内国法人との間に完全支配関係がある場合の当該他の内国法人の株式等)をいいます。  
 また、「計算期間」とは、その受ける配当等の額に係る配当等の前に最後に他の内国法人によりされた配当等の基準日等(令第22条第2項第2号((関連法人株式等の範囲))に規定する基準日等をいいます。以下この別表の留意点において同じです。)の翌日(令第22条の2第2項各号((完全子法人株式等の範囲))に掲げる場合には、当該各号に定める日)からその受ける配当等の額に係る基準日等までの期間をいいます。

# 別表八(一)付表一

## 「支払利子等の額及び受取配当等の額に関する明細書」

### 「関連法人株式等」の各欄

関連法人株式等に係る配当等について記載します。

この場合の関連法人株式等とは、内国法人が他の内国法人(公益法人等及び人格のない社団等を除きます。)の発行済株式又は出資(当該他の内国法人が有する自己の株式等を除きます。)の総数又は総額の3分の1を超える数又は金額の株式等を、その内国法人が当該他の内国法人から受ける配当等の額に係る配当等の前に最後に当該他の内国法人によりされた配当等の基準日等の翌日(令第22条第1項各号((関連法人株式等の範囲))に掲げる場合には、当該各号に定める日)からその受ける配当等の額に係る基準日等(その配当等の額が法第24条第1項((配当等の額とみなす金額)) (同項第2号に掲げる分割型分割、同項第3号に掲げる株式分配又は同項第4号に規定する資本の払戻しに係る部分を除きます。)の規定により配当等の額とみなされる金額である場合には、当該配当等の額に係る配当等がその効力を生ずる日(その効力を生ずる日の定めがない場合には、その配当等がされる日)の前日)まで引き続き有している場合における当該他の内国法人の株式等(完全子法人株式等を除きます。)をいいます。

令和4年4月1日に開始した事業年度(旧事業年度を含みます。)にあっては、「支払利子等の額の明細」の各欄及び「17」から「20」までの各欄は、記載を要しません。

### 「その他株式等」の各欄

「完全子法人株式等」、「関連法人株式等」及び「非支配目的株式等」のいずれにも該当しない株式等に係る配当等について記載します。

この欄に「非支配目的株式等」に該当するものを記載する誤りが見受けられますので、この欄を記載する前に「完全子法人株式等」、「関連法人株式等」及び「非支配目的株式等」を記載し、これらのいずれにも該当しないもののみ、この欄に記載してください。

関連法人株式等	法人名	10							
	本店の所在地	11							
	受取配当等の額の計算期間	12	：	：	：	：	：	：	計
	保有割合	13							
	受取配当等の額	14		円		円		円	円
	同上のうち益金の額に算入される金額	15							
	益金不算入の対象となる金額 (14) - (15)	16							
	(1)が「不適用」の場合又は別表八(一)付表二「13」が「非該当」の場合 (16) × 0.04	17							
	同上以外の場合	18							
	支払利子等の10%相当額 (((5) × 0.1)又は(別表八(一)付表二「14」)) × (18)	19		円		円		円	円
支払利子等控除後の受取配当等の額 (16) - ((17)又は(19))	20								
その他株式等	法人名	21							
	本店の所在地	22							計
	保有割合	23							
	受取配当等の額	24		円		円			
	同上のうち益金の額に算入される金額	25							
	益金不算入の対象となる金額 (24) - (25)	26							

### 【チェックポイント】

「その他株式等」欄(配当等に係る株式等の保有割合が5%を超え、3分の1以下のもの)に、非支配目的株式等(配当等に係る株式等の保有割合が5%以下のもの)を記載していませんか。

# 別表八(一)付表一

## 「支払利子等の額及び受取配当等の額に関する明細書」

### 「非支配目的株式等」の各欄

非支配目的株式等に係る配当等について記載します。

この場合の非支配目的株式等とは、内国法人が他の内国法人(公益法人等及び人格のない社団等を除きます。)の発行済株式又は出資(当該他の内国法人が有する自己の株式等を除きます。)の総数又は総額の5%以下に相当する数又は金額の当該他の内国法人の株式等を、その内国法人が当該他の内国法人から受ける配当等の額に係る基準日等(その配当等の額が法第24条第1項((配当等の額とみなす金額))(同項第2号に掲げる分割型分割、同項第3号に掲げる株式分配又は同項第4号に規定する資本の払戻しに係る部分を除きます。)の規定により配当等の額とみなされる金額である場合には、その配当等の額に係る効力が生ずる日の前日)において有する場合における当該他の内国法人の株式等(完全子法人株式等を除きます。)をいいます。

非 支 配 目 的 株 式 等	法人名又は銘柄	27							
	本店の所在地	28							
	基準日等	29	.	.	.	.	.	.	
	保有割合	30							
	受取配当等の額	31		円		円		円	円
	同上のうち益金の額に算入される金額	32							
益金不算入の対象となる金額 (31) - (32)	33								
	計								

### 「受取配当等の額9」、「受取配当等の額14」、「受取配当等の額24」及び「受取配当等の額31」

当期に受ける法第23条第1項((受取配当等の益金不算入))(措置法第67条の6第1項((特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例))の規定により読み替えて適用する場合を含みます。)に規定する配当等の額又は法第24条((配当等の額とみなす金額))の規定により配当等の額とみなされる金額を記載します。

- 外国法人若しくは公益法人等又は人格のない社団等から受ける配当等の額及び適格現物分配に係る配当等の額は受取配当等の額から除きます。
- 法第24条の規定によるみなし配当の額がある場合には、別欄として記載し、その発生理由を付記してください。

### 【チェックポイント】

- 外国株価指数連動型特定株式投資信託以外の特定株式投資信託(ETF)の収益の分配の額は、非支配目的株式等として益金不算入の対象となります。
- 受取配当等の額に含めないもの
  - 生命保険の契約者配当金、相互会社である損害保険会社の基金利息
  - 特定目的会社、不動産投資信託(REIT)又は不動産投資法人等からの利益の配当又は分配
  - 証券投資信託の特別分配金
  - 公社債投資信託の分配金、転換社債の利子、割引債券の償還差益、協同組合等の事業分量分配金及び貸付信託の分配金並びに外国子会社等からの配当及び外国法人の発行する投資信託の収益の分配金等

# 別表十一(一)

## 「個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書」

記載要領  
はこちら



中小企業者の  
判定等フロー  
はこちら



法第52条第1項第3号((貸倒引当金))に掲げる法人(同条第5項の規定を適用する場合にあっては、適格分割等の直前の時を事業年度終了の時とした場合に同号に掲げる法人に該当するもの)が有する金銭債権のうち令第96条第9項各号((貸倒引当金勘定への繰入限度額))に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める金銭債権以外のもの及び法人との間に完全支配関係がある他の法人(令和4年4月1日前に開始した事業年度(旧事業年度を含みます。))にあっては、法人との間に連結完全支配関係がある連結法人)に対する金銭債権は、貸倒引当金の繰入対象となりませんので、ご注意ください。

法第10条の3第1項((課税所得の範囲の変更等))に規定する普通法人又は協同組合等が公益法人等に該当することとなる場合の当該普通法人又は協同組合等のその該当することとなる日の前日の属する事業年度については、法第52条第1項の規定は適用しませんのでご注意ください。

### 「住所又は所在地1」及び「氏名又は名称2」

債務者の住所又は所在地及び氏名又は名称を記載します。

この場合において、その債務者が令第96条第1項第4号((貸倒引当金勘定への繰入限度額))に規定する外国の政府、中央銀行又は地方公共団体である場合には、「2」の括弧の中にその別を記載します。

なお、法人の有する金銭債権(債券に表示されるべきものを除きます。以下この別表及び別表十一(一)の留意点において同じです。)が法第52条第1項((貸倒引当金))に規定する「その一部につき貸倒れその他これに類する事由による損失が見込まれるもの」であるかどうかは、当該金銭債権に係る債務者ごとに判定します。

### 「個別評価の事由3」

「令第96条第1項第 号 該当」の空欄には、個別評価の事由が令第96条第1項各号((貸倒引当金勘定への繰入限度額))のいずれに該当するかを記載します。

### 【チェックポイント】

貸倒引当金の損金算入制度は、中小企業者等、銀行又は保険会社を含む一定の金融業を営む法人等のみが適用を受けることができます。

なお、中小企業者等の判定については、「中小企業者の判定等フロー」(P4)を参照してください。

債務者	住所又は所在地	1						計
	氏名又は名称 (外国政府等の別)	2	( )	( )	( )	( )		
個別評価の事由	個別評価の事由	3	令第96条第1項 第 号 該当	令第96条第1項 第 号 該当	令第96条第1項 第 号 該当	令第96条第1項 第 号 該当		
	同上の発生時期	4	.	.	.	.		
当期繰入額	当期繰入額	5	円	円	円	円	円	円

### 「当期繰入額5」

当期において損金経理により個別評価金銭債権に係る貸倒引当金勘定へ繰り入れた金額を記載します。この金額には、貸倒引当金として繰り入れたもののほか、会社計算規則第5条第4項に規定する取立不能見込額として金銭債権の額から控除する方法で表示した金額又は金銭債権の額を直接減額して財務諸表の注記等による方法で表示した金額のうち、総勘定元帳等において個別評価金銭債権に係る貸倒引当金勘定に繰り入れたものであることが明らかにされている金額を含みます。

# 別表十一(一)

## 「個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書」

**「個別評価金銭債権の額6」**  
 繰入限度額の基礎となる金額として法第52条第1項((貸倒引当金))に規定する個別評価金銭債権の額を記載します。

**「(6)のうち取立て等の見込額」の各欄**  
 担保権の実行、金融機関又は保証機関による保証債務の履行その他により取立て又は弁済の見込みがあると認められる部分の金額を記載します。  
 担保権の実行、保証債務の履行その他により取立て又は弁済の見込みがあると認められる部分の金額がある場合には、その金額を明らかにする書類の保存が必要です。

**「(6)のうち実質的に債権とみられない部分の金額12」**  
 債務者から受け入れた金額があるため実質的に債権とみられない部分の金額を記載します。

**「繰入限度額」の各欄**  
 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入れを行う場合には、令第96条第1項各号((貸倒引当金勘定への繰入限度額))に規定する事由が生じていることを証する書類その他の関係書類の保存が必要です。

**「貸倒れによる損失の額等の合計額に加える金額19」**  
 「計」の金額は、当期又は翌期以後の別表十一(一)の二の「12」に記載する金額の基礎となります。

個別評価金銭債権の額	6
(6)のうち5年以内に弁済される金額(令第96条第1項第1号に該当する場合)	7
(6)のうち担保権の実行による取立て等の見込額	8
(6)のうち他の者の保証による取立て等の見込額	9
(6)のうちその他による取立て等の見込額	10
(8)+(9)+(10)	11
(6)のうち実質的に債権とみられない部分の金額	12
(6)-(7)-(11)-(12)	13
令第96条第1項第1号該当(13)	14
令第96条第1項第2号該当(13)	15
令第96条第1項第3号該当(13)×50%	16
令第96条第1項第4号該当(13)×50%	17
繰入限度超過額(5)-(14)、(15)、(16)又は(17))	18
貸倒れによる損失の額等の合計額に加える金額(6)の個別評価金銭債権が売掛債権等である場合の(5)と(14)、(15)、(16)又は(17)のうち少ない金額	19
前期の個別評価金銭債権の額(前期の(6))	20
(20)の個別評価金銭債権が売掛債権等である場合の当該個別評価金銭債権に係る損金算入額(前期の(19))	21
(21)に係る売掛債権等が当期において貸倒れとなった場合のその貸倒れとなった金額	22
(21)に係る売掛債権等が当期においても個別評価の対象となった場合のその対象となった金額	23
(22)又は(23)に金額の記載がある場合の(21)の金額	24

**「(6)のうち5年以内に弁済される金額7」**  
 「6」の個別評価金銭債権が令第96条第1項第1号((貸倒引当金勘定への繰入限度額))に該当する場合に、その該当することとなった事業年度終了の日の翌日から5年を経過する日までに弁済されることとなっている金額を記載します。

**「(20)の個別評価金銭債権が売掛債権等である場合の当該個別評価金銭債権に係る損金算入額(前期の(19))21」**  
 「20」の金銭債権が令第96条第6項第2号イ((貸倒引当金勘定への繰入限度額))に規定する売掛債権等である場合に、前期のこの別表の「貸倒れによる損失の額等の合計額に加える金額19」の金額を記載します。

**「(22)又は(23)に金額の記載がある場合の(21)の金額24」**  
 「22」又は「23」に金額の記載がある場合の「21」の金額を記載し、「計」には債務者ごとの「24」の金額の合計額を記載します。  
 「計」の金額は、翌期以後の別表十一(一)の二の「14」に記載する金額の基礎となります。



## 別表十一(一の二)

### 「一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書」

記載要領  
はこちら



法第52条第1項第3号((貸倒引当金))に掲げる法人(同条第6項の規定を適用する場合にあっては、適格分割等の直前の時を事業年度終了の時とした場合に同号に掲げる法人に該当するもの)が有する金銭債権のうち令第96条第9項各号((貸倒引当金勘定への繰入限度額))に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める金銭債権以外のもの及び法人との間に完全支配関係がある他の法人(令和4年4月1日前に開始した事業年度(旧事業年度を含みます。))にあっては、法人との間に連結完全支配関係がある連結法人)に対する金銭債権は、貸倒引当金の繰入対象となりませんので、ご注意ください。

法第10条の3第1項(課税所得の範囲の変更等)に規定する普通法人又は協同組合等が公益法人等に該当することとなる場合の当該普通法人又は協同組合等のその該当することとなる日の前日の属する事業年度については、法第52条第2項の規定は適用しませんのでご注意ください。

中小企業者の  
判定等フロー  
はこちら



#### 「当期繰入額1」

当期において損金経理により一括評価金銭債権に係る貸倒引当金勘定へ繰り入れた金額を記載します。

#### 「法定の繰入率5」

分子の空欄には、中小企業者等が貸倒引当金の繰入限度額を計算する場合の繰入率を、その営む主たる事業の区分に応じ、それぞれ次により記載します。

なお、中小企業者等のうち中小法人にあっては、適用除外事業者に該当するものを除きます。

中小企業者等の判定については、「中小企業者の判定等フロー」(P4)を参照してください。

事業	卸売及び小売業	製造業	金融及び保険業	割賦販売小売業等	その他の事業
分子の数	10	8	3	7	6

#### 「繰入限度額((2)×(3))又は((4)×(5))6」

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により記載します。

(1) 中小企業者等以外の法人の場合

$(2) \times (3)$  又は  $((4) \times (5))$

(2) 中小企業者等の場合

貸倒引当金の繰入限度額の計算においてよることとなる次の繰入率の場合の区分に応じ、それぞれ次によります。

イ 「貸倒実績率3」による場合

$(2) \times (3)$  又は  $((4) \times (5))$

ロ 「法定の繰入率5」による場合

$(2) \times (3)$  又は  $((4) \times (5))$

当 期 繰 入 額	1	円
繰 入 限 度	2	円
繰 入 限 度 超 過 額	3	円
繰 入 限 度 超 過 額	4	円
繰 入 限 度 超 過 額	5	円
繰 入 限 度 超 過 額	6	円
繰 入 限 度 超 過 額	7	円
繰 入 限 度 超 過 額	8	円

一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書

当 期 繰 入 額	繰 入 限 度	繰 入 限 度 超 過 額	繰 入 限 度 超 過 額	繰 入 限 度 超 過 額	繰 入 限 度 超 過 額	繰 入 限 度 超 過 額	繰 入 限 度 超 過 額	繰 入 限 度 超 過 額	繰 入 限 度 超 過 額
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30

【作成の手順】  
まず中段の「一括評価金銭債権の明細」及び下段の「基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細」の各欄を記載し、次に上段の各欄(「1」から「17」まで)を記載します。

「18」～「30」欄

別表十一(一の二) 合四・四一 以後終了事業年度又は連結事業年度分

# 別表十一(一の二)

## 「一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書」

貸	前3年内事業年度(設立事業年度である場合には当該事業年度又は連結事業年度)末における一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額	9	<p><b>「前3年内事業年度(設立事業年度である場合には当該事業年度又は連結事業年度)末における一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額9」</b></p> <p>当期首前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度(以下この別表の留意点において「前3年内事業年度」といいます。)分の別表十一(一の二)の「期末一括評価金銭債権の額24」の「計」の額の合計額を記載します。</p> <p>なお、当期が設立事業年度である場合には、当期のこの別表の「期末一括評価金銭債権の額24」の「計」の金額を記載します。</p> <p>(注) 金融に関する取引に係る金銭債権を有する法第52条第1項第3号((貸倒引当金))に掲げる法人については、当期の一括評価金銭債権の繰入限度額の計算上適用した金銭債権の範囲と同一の範囲に係る金額を記載します(以下「11」から「14」までの各欄も、同様に記載します。)</p>
	(9)	10	
倒	前合貸3に倒年はれ内当に事該よ事業事年度年損失へ度設又額立は等事連の業結合事計年度業額で年度ある場の	11	<p><b>「令第96条第6項第2号イの貸倒れによる損失の額の合計額11」</b></p> <p>前3年内事業年度分の令第96条第6項第2号イ((貸倒引当金勘定への繰入限度額))に掲げる売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権の貸倒れによる損失の額の合計額により計算した金額を記載します。</p> <p>なお、当期が設立事業年度である場合には、当期の売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権の貸倒れによる損失の額を記載します。</p>
	損金の額に算入された令第96条第6項第2号口の金額の合計額	12	
	損金の額に算入された令和2年旧令第96条第6項第2号ハの金額の合計額	13	
	益金の額に算入された令第96条第6項第2号ハ又は令和2年旧令第96条第6項第2号ニの金額の合計額	14	
の	貸倒れによる損失の額等の合計額(11) + (12) + (13) - (14)	15	<p><b>「損金の額に算入された令和2年旧令第96条第6項第2号ハの金額の合計額13」</b></p> <p>当期首前3年以内に開始した各連結事業年度分の別表十一(一の二)の「貸倒れによる損失の額等の合計額に加える金額19」の「計」の金額の合計額により計算した金額を記載します。</p>
計	(15) × $\frac{12}{10}$	16	<p><b>「損金の額に算入された令和2年旧令第96条第6項第2号ハの金額の合計額13」</b></p> <p>当期首前3年以内に開始した各事業年度分の別表十一(一の二)の「貸倒れによる損失の額等の合計額に加える金額19」の「計」の金額の合計額により計算した金額を記載します。</p>
算	貸倒実績率 $\frac{(16)}{(10)}$ (小数点以下4位未満切上げ)	17	<p><b>「益金の額に算入された令第96条第6項第2号ハ又は令和2年旧令第96条第6項第2号ニの金額の合計額14」</b></p> <p>前3年内事業年度分の益金算入額のうち、前3年内事業年度分の別表十一(一の二)の「(22)又は(23)に金額の記載がある場合の(21)の金額24」の「計」の合計額により計算した金額を記載します。</p>

# 別表十一(一の二)

## 「一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書」

**「勘定科目」**  
 売掛金、貸付金等貸倒引当金の対象となる売掛債権等を、その勘定科目ごとに記載します。

**「期末残高18」**  
 売掛金、貸付金等について、法人の決算計上額(取立不能見込額として計上されている金額を含みます。)を記載します。  
 取立不能見込額が売掛債権等の種類ごとに区分されていない場合には、その取立不能見込額を「勘定科目」に「取立不能見込額」と記載し、その金額を「期末残高18」に一括して記載します。  
 なお、消費税につき税抜経理方式を採用している法人であっても、消費税込みの決算計上額を記載します。

**「売掛債権等とみなされる額及び貸倒否認額19」**  
 法人の決算上売掛債権等として表示されていないが税務計算上売掛債権等とされるものがある場合又は貸倒損失としたもののうち税務計算上貸倒れとして認められないものがある場合に、その期末現在高を記載します。

**「平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した各事業年度末の一括評価金銭債権の額の合計額27」**  
 中小企業者等が措置法第57条の9第1項((中小企業者等の貸倒引当金の特例))の規定の適用を受ける場合に、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した各期末における同項に規定する一括評価金銭債権の額の合計額を記載します。

一括評価金銭債権の明細										
勘定科目	期末残高	売掛債権等とみなされる額及び貸倒否認額	(18)のうち税務上貸倒れが認められなかった額及び貸倒れに該当しないもの額	個別評価の対象となった売掛債権等の額及び非適格合併等により合併法人等に転移する売掛債権等の額	法第52条第1項第3号の法第96条各号の債権以外の債権の額	連結関係又は完全支配関係にある他の法人に対する売掛債権等の額	期末一括評価金銭債権の額	一括評価金銭債権の額	実質的に債権とみられないもの額	差引期末一括評価金銭債権の額
	18	19	20	21	22	23	24	(18) + (19) - (20) - (21) - (22) - (23)	25	(24) - (25)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
計										
基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細										
平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した各事業年度末の一括評価金銭債権の額の合計額	27				円	債権からの控除割合 (28) (27)			29	
						(小数点以下3位未満切捨て)				
同上の各事業年度末の実質的に債権とみられないものの額の合計額	28								30	円
									(24の計) × (29)	

**「個別評価の対象となった売掛債権等の額及び非適格合併等により合併法人等に転移する売掛債権等の額21」**  
 別表十一(一)の「19」に金額の記載がある場合の同表の「個別評価金銭債権の額6」の合計額を記載します。

**「基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細」の各欄**  
 法人が簡便計算法を選択した場合に記載します。

**「同上の各事業年度末の実質的に債権とみられないものの額の合計額28」**  
 平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した各期末における実質的に債権とみられないものの額について、この表の「一括評価金銭債権の明細」の「実質的に債権とみられないものの額25」の金額の計算に準じて算出した税務計算上の金額の合計額を記載します。

**「実質的に債権とみられないものの額25」**  
 (1) 措置法第57条の9第1項及び措置法令第33条の7第3項《中小企業者等の貸倒引当金の特例》の規定による簡便計算法(以下(2)において「簡便な計算方法」といいます。)を選択しなかった場合には、例えば同一の相手先に対する売掛金と買掛金とがある場合におけるその売掛金の金額のうち買掛金の金額に相当する金額のように、実質的に債権とみられない金額を記載します。  
 (2) 簡便な計算法を選択した場合には、下段の「基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細」の「実質的に債権とみられないものの額30」の金額を「計」に移記し、その他の各空欄の記載は必要ありません。



この別表は、指定寄附金等、公益の増進に著しく寄与する法人(以下この別表の留意点において「特定公益増進法人」といいます。)若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭がある場合には、まず下段の「指定寄附金等に関する明細」、「特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細」又は「その他の寄附金のうち特定公益信託(認定特定公益信託を除く。)に対する支出金の明細」の各欄を記載し、次に、公益法人等(法別表第二に掲げる一般社団法人、一般財団法人及び労働者協同組合並びに規則第22条の4各号((一般寄附金の損金算入限度額の計算上公益法人等から除かれる法人))に掲げる法人を除きます。以下この別表の留意点において同じです。)であるかどうかの区分に応じ、上段のそれぞれの欄を用いて損金不算入額の計算を行います。

**「支出した寄附金の額」**  
「支出した寄附金の額」には、仮払寄附金の額は含まれますが、未払寄附金の額は含まれません。

**「完全支配関係がある法人に対する寄附金額5」**  
法人との間に完全支配関係のある他の内国法人に対して支出した寄附金の額を記載します。

**「同上の  $\frac{2.5 \text{又は} 1.25}{100}$  相当額9」**  
令第73条第1項第2号((一般寄附金の損金算入限度額)に掲げる法人(分子の金額が1.25となる法人)とは、次の①から③までのいずれかの法人をいいます(以下この別表の留意点においてこれらの法人を「資本等を有しない法人」といい、これら以外の法人を「資本等を有する法人」といいます。))  
① 普通法人、協同組合等及び人格のない社団等のうち資本又は出資を有しないもの  
② 一般社団法人及び一般財団法人(それぞれ非営利型法人に該当するものに限ります。)  
③ 規則第22条の4各号((一般寄附金の損金算入限度額の計算))に掲げる法人

**「10~12の各欄」**  
資本等を有しない法人については、記載する必要はありません。

公益法人等以外の法人の場合			
一般寄附金の損金算入限度額の計算	指定寄附金等の金額 (41の計)	1	円
	特定公益増進法人等に対する寄附金額 (42の計)	2	
	その他の寄附金額	3	
	計 (1)+(2)+(3)	4	
	完全支配関係がある法人に対する寄附金額	5	
	計 (4)+(5)	6	
	所得金額 (別表四「26の①」)	7	
	寄附金支出前所得金額 (6)+(7) (マイナスの場合は0)	8	
	同上の $\frac{2.5 \text{又は} 1.25}{100}$ 相当額	9	
	期末の資本金等の額又は資本金の額及び資本準備金の額の合計額若しくは出資金の額 (別表五(一)「36の④」又は(別表五(一)「32の④」+「33の④」) (マイナスの場合は0)	10	
	同上の月数換算額 (10) × $\frac{1}{12}$	11	
	同上の $\frac{2.5}{1,000}$ 相当額	12	
	一般寄附金の損金算入限度額 (9)+(12) × $\frac{1}{4}$	13	

**「期末の資本金等の額又は資本金の額及び資本準備金の額の合計額若しくは出資金の額(別表五(一)「36の④」又は(別表五(一)「32の④」+「33の④」)10」**  
次の事業年度の区分に応じ、それぞれ次により記載します。  
(1) 令和4年4月1日以後に開始する事業年度(旧事業年度を除きます。)  
(別表五(一)「36の④」又は(別表五(一)「32の④」+「33の④」)  
(2) 令和4年4月1日前に開始した事業年度(旧事業年度を含みます。)  
(別表五(一)「36の④」又は(別表五(一)「32の④」+「33の④」)

**「同上の月数換算額(10) ×  $\frac{1}{12}$  11」**  
分子の空欄には、当期の月数(暦に従って計算し、1月未満の端数は切り捨てます。)を記載します。

# 別表十四(二)

## 「寄附金の損金算入に関する明細書」

公益法人等以外の法人の場合	
特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入額 (2)と(14)又は(16)のうち少ない金額	17
指定寄附金等の金額 (1)	18
国外関連者に対する寄附金額 及び本店等に対する内部寄附金額 (4)の寄附金額のうち上の寄附金以外の寄附金額 (4)-(19)	19
損金 不 算 入 額	20
同上のうち損金の額に算入されない金額 (20)-(9)又は(13)-(17)-(18)	21
国外関連者に対する寄附金額及び 本店等に対する内部寄附金額 (19)	22
完全支配関係がある法人に対する寄附金額 (5)	23
計 (21)+(22)+(23)	24

「特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入額(2)と(14)又は(16)のうち少ない金額」17」

次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次により記載します。

- 資本等を有する法人  
「2」と「16」のうち少ない金額
- 資本等を有しない法人  
「2」と「14」のうち少ない金額

「国外関連者に対する寄附金額及び本店等に対する内部寄附金額19」

措置法第66条の4第3項((国外関連者との取引に係る課税の特例))の規定により損金の額に算入されない国外関連者に対する寄附金の額及び措置法第66条の4の3第3項の規定により損金の額に算入されない外国法人の本店等に対する内部寄附金の額を記載します。

「同上のうち損金の額に算入されない金額(20)-(9)又は(13)-(17)-(18) 21」

次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次の算式により計算した金額を記載します。

- 資本等を有する法人  
「20」-「13」-「17」-「18」の金額
- 資本等を有しない法人  
「20」-「9」-「17」-「18」の金額

公益法人等の場合	
損金 算 入 額	25
支出した寄附金の額	26
その他の寄附金の額	27
計 (25)+(26)+(27)	28
所得金額仮計 (別表四「26の①」)	29
寄附金支出前所得金額 (28)+(29) (マイナスの場合は0)	30
同上の $\frac{20}{100}$ 又は $\frac{50}{100}$ 相当額 <small>(<math>\frac{50}{100}</math>相当額が年200万円に満たない場合 (当該法人が公益社団法人又は公益財団法人である場合を除く。))は、年200万円</small>	31
公益社団法人又は公益財団法人の公益法人特別限度額 (別表十四(二)付表「3」)	32
長期給付事業を行う共済組合等の損金算入限度額 (25)と融資額の年5.5%相当額のうち少ない金額)	33
損金算入限度額 (31)、((31)と(32)のうち多い金額)又は (31)と(33)のうち多い金額)	34
指定寄附金等の金額 (41)の計)	35
国外関連者に対する寄附金額及び 完全支配関係がある法人に対する寄附金額 (28)の寄附金額のうち上の寄附金以外の寄附金額 (28)-(36)	36
同上のうち損金の額に算入されない金額 (37)-(34)-(35)	38
国外関連者に対する寄附金額及び 完全支配関係がある法人に対する寄附金額 (36)	39
計 (38)+(39)	40

「長期給付事業への繰入利子額25」

令第74条各号((長期給付の事業を行う共済組合等の寄附金の損金算入限度額))に掲げる法人が、その長期給付の事業から融通を受けた資金の利子として収益事業から長期給付の事業に繰り入れた金額を記載します。

令第74条各号に掲げる法人とは次の法人をいいます。

- 国家公務員共済組合及び同連合会
- 地方公務員共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会
- 日本私立学校振興・共済事業団

「国外関連者に対する寄附金額及び完全支配関係がある法人に対する寄附金額36」

次に掲げる寄附金の額の合計額を記載します。

- 措置法第66条の4第3項((国外関連者との取引に係る課税の特例))の規定により損金の額に算入されない国外関連者に対する寄附金の額
- 法人との間に完全支配関係のある他の内国法人に対して支出した寄附金の額

別表十四(二)

「寄附金の損金算入に関する明細書」

「指定寄附金等に関する明細」の各欄

法第37条第3項第1号又は第2号((寄附金の損金不算入))に規定する国若しくは地方公共団体(港湾法の規定による港務局を含みます。)に対する寄附金又は財務大臣の指定を受けた寄附金に該当するものがある場合に、これらの寄附金について同項本文の適用を受けるときに記載します。

なお、国又は地方公共団体に対する寄附金については、「告示番号」は記載する必要はありません。

「特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細」の各欄

公益法人等以外の法人が法第37条第4項((寄附金の損金不算入))に規定する寄附金について同項の損金算入限度額の特例に関する規定の適用を受ける場合(措置法第66条の11の3第1項若しくは第2項((認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例))の規定又は法第37条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含みます。)に記載します。

なお、令第77条各号((公益の増進に著しく寄与する法人の範囲))に掲げる特定公益増進法人に対する寄附金等がある場合には、規則第24条((公益の増進に著しく寄与する法人の証明書等))の規定による証明書を保存してください。

「その他の寄附金のうち特定公益信託(認定特定公益信託を除く。)に対する支出金の明細」の各欄

法第37条第6項((寄附金の損金不算入))の規定により、寄附金の額とみなされる特定公益信託(認定特定公益信託は除きます。)の信託財産とするために支出した金銭について同条第1項の規定の適用を受ける場合に記載します。

指 定 寄 附 金 等 に 関 す る 明 細				
寄 附 し た 日	寄 附 先	告 示 番 号	寄 附 金 の 使 途	寄 附 金 額
				41 円
			計	

特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細				
寄 附 し た 日 又 は 支 出 し た 日	寄 附 先 又 は 受 託 者	所 在 地	寄 附 金 の 使 途 又 は 認 定 特 定 公 益 信 託 の 名 称	寄 附 金 額 又 は 支 出 金 額
				42 円
			計	

その他の寄附金のうち特定公益信託(認定特定公益信託を除く。)に対する支出金の明細				
支 出 し た 日	受 託 者	所 在 地	特 定 公 益 信 託 の 名 称	支 出 金 額
				円

添付書類

公益信託の信託財産とするために支出した金銭について、法第37条第1項((寄附金の損金不算入))の規定の適用を受ける場合は、この別表にその公益信託が同条第6項に規定する特定公益信託に該当することを証明するための書類として令第77条の4第2項((特定公益信託の要件等))に規定する主務大臣等の発行する証明書類の写しを添付する必要があります。

# 別表十五 「交際費等の損金算入に関する明細書」

記載要領  
はこちら



中小企業者の  
判定等フロー  
はこちら



措置法第61条の4第1項((交際費等の損金不算入))に規定する接待飲食費とは、交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用(専らその法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除きます。以下この別表の留意点において「飲食費」といいます。)であって、法人税法上で整理・保存が義務付けられている帳簿書類に次に掲げる事項(③に掲げる事項を除きます。)を記載することにより飲食費であることが明らかにされているものをいい、また、1人当たり5,000円以下の飲食費が交際費等に該当しないこととされるためには、次に掲げる事項を記載した書類を保存する必要がありますので、ご注意ください。

- ① その飲食費に係る飲食等(飲食その他これに類する行為をいいます。以下この別表の留意点において同じです。)のあった年月日
- ② その飲食費に係る飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係
- ③ その飲食費に係る飲食等に参加した者の数
- ④ その飲食費の額並びにその飲食店、料理店等の名称及びその所在地(店舗を有しないことその他の理由によりその名称又は所在地が明らかでないときは、領収書等に記載された支払先の氏名若しくは名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地)
- ⑤ その他飲食費であることを明らかにするために必要な事項

また、税抜経理方式を選択適用している法人は、交際費等に係る消費税等の額のうち控除対象外消費税額等に相当する金額を交際費等の額に含めて損金不算入額を計算する必要がありますので、ご注意ください。

## 「中小法人等の定額控除限度額((1)と((800万円× $\frac{\quad}{12}$ )又は(別表十五付表「5」))のうち少ない金額)3」

- ・ 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。
  - (1) 投資法人、特定目的会社及び受託法人…0円
  - (2) (1)以外の法人のうち期末の資本金の額又は出資金の額が1億円以下であるもの(非中小法人等を除きます。)
    - …「支出交際費等の額1」の金額又は800万円× $\frac{\text{当期の月数}}{12}$ 相当額のうち少ない金額
  - (3) (1)及び(2)以外の法人…0円
- ・ 中小法人等の判定については、「中小企業者の判定等フロー」(P5)を参照してください。

### 【チェックポイント】

期末の資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人(資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等)に発行済株式の全部を保有されている法人等であるにもかかわらず、「3」の計算をしていませんか。

支出交際費等の額 (8の計)	1	円	損金算入限度額 (2)又は(3)	4	円
支出接待飲食費損金算入基準額 (9の計)× $\frac{50}{100}$	2				
中小法人等の定額控除限度額 ((1)と((800万円× $\frac{\quad}{12}$ )又は(別表十五付表「5」))のうち少ない金額)	3		損金不算入額 (1)-(4)	5	

【チェックポイント】  
別表四「交際費等の損金不算入額 8」欄の金額と一致していますか。

# 別表十五

## 「交際費等の損金算入に関する明細書」

「中小法人等の定額控除限度額((1)と $(800万円 \times \frac{1}{12})$ 又は(別表十五付表「5」))のうち少ない金額)3」

中小法人等の判定において、資本又は出資を有しない法人等については、措置令第37条の4第1項各号((資本金の額又は出資金の額に準ずるものの範囲等))の規定により右のとおり期末資本金の額又は出資金の額とされる金額を計算します。

中小法人等の定額控除限度額 (1)と $(800万円 \times \frac{1}{12})$ 又は別表十五付表「5」のうち少ない金額	3
---	---

法人等の区分		期末資本金の額又は出資金の額とされる金額
1	資本又は出資を有しない法人(3の法人を除きます。)	期末貸借対照表に計上された金額に基づき次の算式により計算した金額 (総資産の帳簿価額－総負債の帳簿価額±A)×60% A＝貸借対照表に当期純利益が計上されている場合にはその金額を控除し、当期の欠損金額が計上されている場合は、その金額を加算します。
2	公益法人等又は人格のない社団等(3の法人を除きます。)	期末の資本金の額又は出資金の額× $\frac{\text{分母のうち収益事業に係る資産の価額(注)}}{\text{期末総資産価額(注)}}$
3	公益法人等又は人格のない社団等で資本又は出資を有しないもの	1の金額× $\frac{\text{分母のうち収益事業に係る資産の価額(注)}}{\text{期末総資産価額(注)}}$

(注) 「期末総資産価額」及び「分母のうち収益事業に係る資産の価額」は、期末における時価となります。

科目	支出額	交際費等の額から控除される費用の額	差引交際費等の額	(8)のうち接待飲食費の額
	6	7	8	9
交際費	円	円	円	円

「支出交際費等の額の明細」の各欄  
当期に支出した交際費等の額について、その支出科目の異なるごとに別欄に記載します。  
なお、当期に支出した交際費等の額には、損金経理による交際費等の金額のほか、固定資産や棚卸資産の取得価額又は繰延資産等の額に含まれた交際費等に該当する金額も含めて記載します。

「(8)のうち接待飲食費の額9」の各欄  
交際費等に含まれる控除対象外消費税額等のうち接待飲食費に係る金額がある場合には、その金額を記載してください。  
なお、その控除対象外消費税額等のうち飲食費に係る金額について接待飲食費として50%損金算入の適用を受けるためには、法人の帳簿書類に前ページの点線枠内に掲げる事項を記載する必要があります。これらの事項のうち⑤を記載した書類には、例えば、法人が合理的な方法によりその控除対象外消費税額等に相当する金額から接待飲食費の額を算出した場合のその計算書類がこれに該当します。

【チェックポイント】  
交際費等の額に係る控除対象外消費税額等を支出交際費等の額に含めていますか。

【チェックポイント】  
接待飲食費の額に係る控除対象外消費税額等を「9」に含めていますか。

【チェックポイント】  
当事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額が100億円超の法人であるにもかかわらず、「9」の計算をしていませんか。





取得等をした減価償却資産で取得価額が30万円未満であるものについて、措置法第67条の5((中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例))の規定の適用を受ける場合には、別表十六(七)を御使用ください。

**各欄の記載要領**  
 (1) この別表は、耐用年数、種類等及び償却方法の異なるごとにまとめて別行にして、その合計額を記載できますが、①当期の途中で事業の用に供した資産又は資本的支出、②措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける資産については、他の資産と区別して別行にして、記載してください。  
 なお、①の資産(②の資産に該当するものを除きます。)の「34」の金額については、耐用年数、種類等及び償却方法を同じくする他の資産の金額と通算して「36」及び「37」の金額を記載できます。  
 (2) 減価償却資産について、圧縮記帳の適用を受ける場合には、その圧縮額等は減価償却資産の取得価額から控除されることとなりますので、別表十三(一)～別表十三(十)の圧縮記帳に関する明細書を別表十六(一)等の償却額の計算に関する明細書より先に記載する必要があります。

**「取得年月日4」**  
 その資産の取得年月日を記載します。  
 令第55条第4項又は第5項((資本的支出の取得価額の特例))の規定の適用を受けた減価償却資産については、その適用を受けた最初の事業年度開始の日を記載します。

**「種類1」、「構造2」及び「細目3」**  
 機械及び装置については、耐用年数省令別表第二の番号を「構造2」に記載してください。

**「取得価額又は製作価額7」**  
 (1) 次に掲げる減価償却資産については、それぞれ次により記載します。  
 イ 令第55条第4項((資本的支出の取得価額の特例))の規定の適用を受けた減価償却資産……その適用を受けた最初の事業年度開始の時ににおける同項に規定する旧減価償却資産の帳簿価額と同項に規定する追加償却資産(以下この別表の留意点において「追加償却資産」といいます。)の帳簿価額との合計額を記載します。  
 ロ 令第55条第5項の規定の適用を受けた減価償却資産……その適用を受けた最初の事業年度開始の時ににおける追加償却資産の帳簿価額の合計額を記載します。  
 (2) 減価償却資産につき評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が増額された場合には、次に掲げる減価償却資産の区分に応じ、それぞれ次の事業年度において、この欄の上段に外書として、その増額された金額を記載します。  
 イ 当期前の各事業年度又は各連結事業年度(以下この別表及び別表十六(六)の留意点において「各事業年度等」といいます。)において、期末評価換え等が行われた減価償却資産……その期末評価換え等が行われた事業年度又は連結事業年度(以下この別表、別表十六(二)及び別表十六(六)において「事業年度等」といいます。)後の各事業年度  
 ロ 当期以前の各事業年度等において、期中評価換え等が行われた減価償却資産……その期中評価換え等が行われた事業年度等以後の各事業年度

資 産 区 分	種 類	1		
	構 造	2		
	細 目	3		
取 得 価 額	取 得 年 月 日	4	.	.
	事業の用に供した年月	5	.	.
	耐 用 年 数	6		年
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	7	外	円
	(7)のうち積立金方式による圧縮記帳の場合の償却額計算の対象となる取得価額に算入しない金額	8		
	差 引 取 得 価 額 (7)-(8)	9		

**「(7)のうち積立金方式による圧縮記帳の場合の償却額計算の対象となる取得価額に算入しない金額8」**  
 圧縮記帳により損金の額に算入する金額を帳簿価額の減額に代えて積立金(確定した決算において積み立てたもの(決算確定の日までに剰余金の処分により積み立てたものを含みます。))をいい、税効果会計を採用している場合には、その積立金に係る税効果相当額を含みます。以下この別表の留意点において同じです。)に計上した場合に、取得価額又は製作価額のうちその積立金に計上した金額で、損金の額に算入された金額を記載します。

# 別表十六(一)

## 「旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」

### 「期末現在の積立金の額11」及び「積立金の期中取崩額12」

圧縮記帳に係る積立金、平成18年4月30日以前に終了した事業年度において平成18年改正前の令第80条((国庫補助金等で取得した固定資産等についての圧縮記帳に代わる経理方法))等の規定による圧縮記帳に係る引当金及び昭和42年5月31日以前に開始した事業年度において昭和42年改正前の法第31条((減価償却資産の償却費の計算及びその償却方法))の規定により償却に係る引当金を設けている場合に、その積立金又は引当金について記載します。

### 「差引帳簿記載金額13」

- 当期前の各事業年度等において、減価償却資産につき連結時価評価が行われたことによりその帳簿価額が減額された場合には、この欄の上段に外書として、その減額された金額から連結時価評価が行われた事業年度等のこの別表の「差引合計翌期への繰越額41」の本書に記載された金額を控除した残額を△印を付して記載します。
- 当期において、減価償却資産につき民事再生等評価換え又は非適格株式交換等時価評価が行われたことによりその帳簿価額が減額された場合には、この欄の上段に外書として、その減額された金額から民事再生等評価換え又は非適格株式交換等時価評価が行われた事業年度の直前の事業年度等のこの別表の「差引合計翌期への繰越額41」の本書に記載された金額を控除した残額を△印を付して記載します。

### 「合計16」

「13」又は「15」の外書の金額がある場合には、それらの金額を含めて計算します。

帳簿価額	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10		
	期末現在の積立金の額	11		
	積立金の期中取崩額	12		
	差引帳簿記載金額 (10)-(11)-(12)	13	外△	外△
	損金に計上した当期償却額	14		
	前期から繰り越した償却超過額	15	外	外
合計	16			

計算式:  $(13) + (14) + (15)$

### 「前期から繰り越した償却超過額15」

- 法第31条第5項((減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法))に規定する減価償却資産について同項に規定する満たない部分の金額(以下この別表の留意点において「帳簿記載等差額」といいます。)がある場合には、次の区分に応じ、それぞれ次の事業年度において、その帳簿記載等差額を、この欄の上段に外書として記載します。
  - イ 適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(以下この別表、別表十六(二)及び別表十六(六)の留意点において「適格組織再編成」といいます。)により移転を受けた減価償却資産(公益法人等又は人格のない社団等の収益事業以外の事業に属していたものを除きます。)……その適格組織再編成の日の属する事業年度
  - ロ 合併、分割、現物出資又は現物分配(適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配を除きます。以下この別表及び別表十六(六)の留意点において「合併等」といいます。)により移転を受けた減価償却資産……その合併等の日の属する事業年度
  - ハ 民事再生等評価換えが行われたことによりその帳簿価額が増額された減価償却資産……その民事再生等評価換えが行われた事業年度
  - ニ 非適格株式交換等時価評価が行われたことによりその帳簿価額が増額された減価償却資産……その非適格株式交換等時価評価が行われた事業年度
  - ホ 通算時価評価が行われたことによりその帳簿価額が増額された減価償却資産……その通算時価評価が行われた事業年度の翌事業年度
  - ヘ 連結納税の開始又は連結納税への加入に当たり時価評価が行われたことによりその帳簿価額が増額された減価償却資産……その時価評価が行われた事業年度の翌事業年度
- 前期の「差引合計翌期への繰越額41」に外書の金額がある場合には、前期の「41」の本書の金額と外書の金額との合計額を記載します。

# 別表十六(一)

## 「旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」

### 「残存価額17」

平成19年3月31日以前に取得をされた減価償却資産について、次により記載します。

- 有形減価償却資産(坑道を除きます。)については、「差引取得価額9」の金額の10%に相当する金額を記載します。
  - 牛馬果樹等については、耐用年数省令別表第十一で定める割合により計算した金額(牛及び馬については、その金額が10万円を超える場合には、10万円)を、別表第三に掲げる無形減価償却資産、別表第六に掲げるソフトウェア並びに鉱業権及び坑道については0と記載します。
- なお、減価償却資産の償却方法を旧定率法から旧定額法に変更した場合には、この欄及び「18」はその減価償却資産の実際の取得価額を基礎として計算した金額を記載します。この場合、「備考」には、実際の取得価額その他参考となるべき事項を記載します。

### 「差引取得価額×5%18」

1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

### 「旧定額法の償却率20」

耐用年数省令別表第八に掲げる定額法の償却率を使用せずに、耐用年数省令別表第七に掲げる旧定額法の償却率を記載します。ただし、耐用年数省令別表第七に掲げる償却率(耐用年数省令第4条第2項((事業年度が1年未満の場合の旧定額法の償却率))の規定の適用を受ける場合には、同条第1項に規定する旧定額法の償却率に当期の月数を乗じて12で除した償却率)を記載します。月数は暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。耐用年数省令第4条第2項の規定により計算した旧定額法の償却率は、小数点以下3位未満の端数は切り上げます。

### 「増加償却額22」

令第60条((通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置の償却限度額の特例))に規定する増加償却の適用を受ける場合に、規則第20条((増加償却割合の計算))の規定により計算した増加償却割合を「( )」に記載するとともに、「算出償却額21」の金額にその割合を乗じた金額を本書として記載します。この場合には、令第60条に規定する届出書を所轄の税務署長に提出するとともに、平均的使用時間を超えて使用したことを証する書類を保存していなければなりません。

平成19年3月31日以前に取得した普通償却限度額等	残存価額	17
	差引取得価額×5% (9)× $\frac{5}{100}$	18
	旧定額法の償却計算の基礎となる金額 (9)-(17)	19
	旧定額法の償却率	20
(16)>(18)の場合	算出償却額 (19)×(20)	21
	増加償却額 (21)×割増率	22
	計 (21)+(22)又は(16)-(18)	23
(16)≤(18)の場合	算出償却額 (18-1円)× $\frac{1}{60}$	24
	定額法の償却計算の基礎となる金額 (9)	25
	定額法の償却率	26
	算出償却額 (25)×(26)	27
	増加償却額 (27)×割増率	28
	計 (27)+(28)	29

### 「定額法の償却率26」

耐用年数省令別表第八に掲げる償却率(耐用年数省令第5条第2項((事業年度が1年未満の場合の定額法の償却率))の規定の適用を受ける場合には、同条第1項に規定する定額法の償却率に当期の月数を乗じて12で除した償却率)を記載します。月数は暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。耐用年数省令第5条第2項の規定により計算した定額法の償却率は、小数点以下3位未満の端数は切り上げます。

### 「算出償却額21」及び「算出償却額27」

当期の途中で事業の用に供したのものについては、次の算式により計算した金額を記載します。

$$\text{「21」} = ((19) \times (20)) \times \frac{\text{事業供用月数}}{\text{当期の月数}}$$

※ 1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

$$\text{「27」} = ((25) \times (26)) \times \frac{\text{事業供用月数}}{\text{当期の月数}}$$

月数は暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。

### 「増加償却額28」

令第60条((通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置の償却限度額の特例))に規定する増加償却の適用を受ける場合に、規則第20条((増加償却割合の計算))の規定により計算した増加償却割合を「( )」に記載するとともに、「算出償却額27」の金額にその割合を乗じた金額を本書として記載します。この場合には、令第60条に規定する届出書を所轄の税務署長に提出するとともに、平均的使用時間を超えて使用したことを証する書類を保存していなければなりません。

# 別表十六(一)

## 「旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」

「特別償却限度額32」又は「前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額33」の各欄

(1) 特別償却限度額又は割増償却限度額を本書として記載します。

(2) 「33」には、青色申告法人又は措置法第43条の3((被災代替資産等の特別償却))若しくは震災特例法による特別償却に関する規定の適用を受ける法人が特別償却限度額につき損金経理により償却額を計上する方法を採用した場合に生じた特別償却不足額のうち当期首前1年以内に開始した事業年度等に係るものの合計額を記載します。

なお、適格組織再編成により特別償却対象資産の移転を受けた場合で措置法第52条の2第5項((特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例))に規定する合併等特別償却不足額(以下この別表及び別表十六(二)の留意点において「合併等特別償却不足額」といいます。)があるときは、その金額を記載します。

「前期からの繰越額38」

「前期から繰り越した償却超過額15」の金額を記載します。

「積立金取崩しによるもの40」

当期に圧縮記帳に係る積立金、平成18年改正前の令第80条等の規定による圧縮記帳に係る引当金及び昭和42年改正前の法第31条の規定による償却に係る引当金を取り崩し、益金の額に算入した場合において、その積立金、平成18年改正前の令第80条等の規定による圧縮記帳に係る引当金及び昭和42年改正前の法第31条の規定による償却に係る引当金が設定されている減価償却資産に係る償却超過額(当期に生じた償却超過額を含みます。)があるときは、その取り崩した金額に達するまでは損金に認容されますから、その認容される金額を記載します。

当期分の普通償却限度額等 (23)、(24)又は(29)	30				
当期分の特別償却限度額 租税特別措置法 適用条項	31	条	項		
特別償却限度額	32	外	円		
前期から繰り越した特別償却不足額 又は合併等特別償却不足額	33				
合計 (30)+(32)+(33)	34				
当期償却額	35				
償却不足額 (34)-(35)	36				
償却超過額 (35)-(34)	37				
前期からの繰越額	38	外			
償却不足によるもの	39				
積立金取崩しによるもの	40				
差引合計翌期への繰越額 (37)+(38)-(39)-(40)	41				

「合計34」

「33」の内書の金額がある場合には、その金額を「33」から控除して計算します。

「償却不足によるもの39」

当期に償却不足額がある場合において、前期から繰り越された償却超過額があるときは、その償却不足額に達するまでは損金に認容されますから、その認容される金額を記載します。

「差引合計翌期への繰越額41」

減価償却資産につき連結納税の開始又は連結納税への加入に当たり評価換え等のうち連結時価評価が行われたことにより評価損が生じた場合、その連結時価評価が行われた事業年度等のこの欄に減価償却超過額の記載があるときには、その評価損の金額とその減価償却超過額の金額とのいずれか少ない金額を△印を付して外書として記載します。

この場合、そのいずれか少ない金額を別表五(一)又は別表五の二(一)付表一の「区分」の欄に「減価償却超過額」と記載した欄の「減②」に記載するとともに、その減価償却資産に係る評価損の金額を「減②」に記載した同欄の上段に△印を付して記載します。

別表十六(一)

「旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」

**「特別償却不足額」の各欄**  
 青色申告法人又は措置法第43条の3((被災代替資産等の特別償却))若しくは震災特例法による特別償却に係る特別償却不足額を有する法人に限り、記載します。

**「翌年に繰り越すべき特別償却不足額42」**  
 「33」の内書の金額がある場合には、その金額を「33」から控除して計算します。

**「当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額43」**  
 当期末以前1年以内に開始した事業年度前の事業年度等において生じた特別償却不足額又は適格組織再編成により移転を受けた特別償却対象資産に係る合併等特別償却不足額で当期末までに損金の額に算入されなかった金額を記載します。


**「当期分不足額46」**  
 「合計34」の金額から「当期償却額35」の金額及び「前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額33」の金額又は「償却不足によるもの39」の金額を控除した金額と、「特別償却限度額32」の金額とのうち、いずれか少ない金額を記載します。

**「適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額47」**  
 適格組織再編成により移転を行った特別償却対象資産に係る合併等特別償却不足額を有する法人に限り、記載します。

特別償却不足額	翌年に繰り越すべき特別償却不足額 ((36)-(39))と((32)+(33))のうち少ない金額	42
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	43
	差引翌期への繰越額 (42)-(43)	44
	翌期額	45
	の内の繰越額	46
	適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 ((36)-(39))と(32)のうち少ない金額	47
	備考	


**付表の添付**  
 措置法又は震災特例法の規定による特別償却の適用を受ける場合には、特別償却限度額の計算に関する付表の添付が必要です。  
 なお、この付表は国税庁ホームページ  
[https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/s\\_hinkoku/itiran2022/pdf/\(01\).pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/s_hinkoku/itiran2022/pdf/(01).pdf) に掲載していますので御参照ください。

特別償却等の償却限度額の計算に関する付表



# 別表十六(一)

## 「旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」

### 証明書等の添付

特別償却制度についてその適用を受けるときは、所定の証明書等が必要とされます。この場合の各特別償却制度ごとに必要とされる証明書等及びその保存要件又は確定申告書等への添付要件は、次表に掲げるとおりとされています。

(注) 次表は令和4年10月1日現在の法令に基づいています。

特別償却の種類	該当条項	必要とされる証明書等	保存要件	添付要件
高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却	令和3年改正前の措置法42の5①	令和3年改正前の措置法規則20の2に規定する証明に係る書類	○	
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却	措置法42の12の4①	措置法規則20の9②に規定する書類		○
認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却	措置法42の12の6①	措置法規則20の10の2②に規定する書類		○
情報技術事業適応設備又は生産工程効率化等設備等の特別償却	措置法42の12の7①③	措置法規則20の10の3③に規定する書類		○
特定地域における旅館業用建物等の特別償却	措置法45②	措置法規則20の16⑥に規定する書類		○
特定地域における産業振興機械等の割増償却	措置法45③	措置法規則20の16⑩に規定する書類(割増償却の適用を受ける最初の事業年度のみ)		○
医療用機器等の特別償却	措置法45の2	措置法令28の10④又は⑥に規定する書類		○
事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却	措置法46①	措置法規則20の19に規定する書類(割増償却の適用を受ける最初の事業年度のみ)		○
輸出事業用資産の割増償却	措置法46の2①	措置法規則20の20に規定する書類		○
企業主導型保育施設用資産の割増償却	令和2年改正法第15条の規定による改正前の措置法47①	令和2年改正前の措置法規則20の20④に規定する書類(割増償却の適用を受ける最初の事業年度のみ)		○
特定都市再生建築物等の割増償却	措置法47①	措置法規則20の21②に規定する書類(割増償却の適用を受ける最初の事業年度のみ)		○
倉庫用建物等の割増償却	措置法48①	措置法規則20の22②に規定する書類(割増償却の適用を受ける最初の事業年度のみ)		○
特定復興産業集積区域における機械等の特別償却	震災特例法17の2①	震災特例法規則6の2②に規定する書類		○
復興産業集積区域等における機械等の特別償却	令和3年改正前の震災特例法17の2①	令和3年改正前の震災特例法規則6の2の2②に規定する書類		○
特定復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却	震災特例法17の5①	震災特例法規則6の4②に規定する書類		○
復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却	令和3年改正前の震災特例法17の5①	令和3年改正前の震災特例法規則6の4②に規定する書類		○
新産業創出等推進事業促進区域における開発研究用資産の特別償却	震災特例法18①	震災特例法規則6の5②に規定する書類		○
被災者向け優良賃貸住宅の割増償却	令和3年改正前の震災特例法18の2①	令和3年改正前の震災特例法規則6の5に規定する書類		○

# 別表十六(二)

## 「旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」

記載要領  
はこちら



取得等をした減価償却資産で取得価額が30万円未満であるものについて、措置法第67条の5((中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例))の規定の適用を受ける場合には、別表十六(七)を御使用ください。

**各欄の記載要領**  
この別表は、おおむね別表十六(一)の各欄の記載要領に準じて記載しますが、別表十六(一)の記載と特に異なる箇所は、次のとおりです。

**「前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額17」及び「前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額37」の各欄**  
前期以前から当期に繰り越した特別償却不足額又は適格組織再編成により移転を受けた特別償却対象資産に係る合併等特別償却不足額がある場合に記載します。

**「旧定率法の償却率20」**  
耐用年数省令別表第七に掲げる償却率(耐用年数省令第4条第2項((事業年度が1年未満の場合の旧定率法の償却率))の規定の適用を受ける場合には、減価償却資産の耐用年数に12を乗じてこれを当期の月数で除して得た耐用年数に対応する同条第1項に規定する旧定率法の償却率)を記載します。  
月数は暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。  
除して得た年数に1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

**「(16)>(19)の場合」の各欄**  
「16」が「19」を上回る場合であっても、「18」が「19」以下であるときは、記載しません。  
なお、この場合には「24」も記載しません。

**「計((21)+(22))又は((18)-(19))23」**  
次の場合に応じ、それぞれ次の算式により計算した金額を記載します。  
(1) 「(18) - ((21) + (22))」の金額が「19」の金額を超える場合  
~~((21) + (22))~~ 又は ~~((18) - (19))~~  
(2) (1)以外の場合  
~~((21) + (22))~~ 又は ~~((18) - (19))~~

種	類	1			
資	造	2			
産	目	3			
区	取 得 年 月 日	4	.	.	.
分	事業の用に供した年月	5			
	耐 用 年 数	6	年		年
取	取得価額又は製作価額	7	外	円	外 円
得	(7)のうち積立金方式による圧縮記録の場合の償却額計算の対象となる取得価額に算入しない金額	8			
価	差 引 取 得 価 額	9			
額	(7)-(8)				
償	償却額計算の対象となる	10			
却	期末現在の帳簿記載金額	11			
額	期末現在の積立金の額	12			
計	積立金の期中取崩額	13	外△		外△
算	差引帳簿記載金額	14			
の	(10)-(11)-(12)				
基	損金に計上した当期償却額	15	外		外
礎	前期から繰り越した償却超過額	16			
と	計	17			
な	(13)+(14)+(15)				
る	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	18			
金	償却額計算の基礎となる金額	19			
額	(16)-(17)				
平	差引取得価額×5%	20			
成	(9)× $\frac{5}{100}$				
19	旧定率法の償却率	21			
当	算出償却額	22			
3	(18)×(20)				
月	の場合	23			
期	増加償却額	24			
31	(21)×割増率				
日	計				
以	(21)+(22)又は((18)-(19))				
前	算出償却額				
取	(16)≤(19)				
得	の場合				
分	(19)-(17)× $\frac{5}{60}$				
普					

# 別表十六(二)

## 「旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」

### 「調整前償却額26」

次に掲げる場合に応じ、それぞれ次によります。

- (1) 当期の中途に事業の用に供した資産がある場合  
 次の算式により計算した金額を記載します。  $((18) \times (25)) \times \frac{\text{事業供用月数}}{\text{当期の月数}}$

- (2) 当期が1年未満の場合

「18」の金額に「25」の本書の償却率を乗じて計算した金額(当期の中途に事業の用に供した資産がある場合には、更に当期の事業供用月数を乗じて当期の月数で除した金額)を本書として記載し、「18」の金額に「25」の上段の括弧書の償却率を乗じて計算した金額を上段に括弧書として記載します。

1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

月数は暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。

### 「改定取得価額29」

前期の「29」の金額の移記に当たっては、当期に評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が増額された場合には、次の評価換え等の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事業年度等において、その増額された金額を加算した金額を記載します。

- (1) 期中評価換え等が行われた場合……その期中評価換え等が行われた事業年度等  
 (2) 期中評価換え等以外の評価換え等が行われた場合……その評価換え等が行われた事業年度等の翌期以後の各事業年度等

### 「改定償却率30」

耐用年数省令別表第九又は別表第十に掲げる改定償却率を記載します。

ただし、耐用年数省令第5条第4項((事業年度が1年未満の場合の改定償却率))の規定の適用を受ける場合には、耐用年数省令別表第九又は別表第十に掲げる改定償却率に当期の月数を乗じて12で除した償却率を記載します。

月数は暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。

### 「改定償却額31」

当期の中途で事業の用に供したものについては、次の算式により計算した金額を記載します。

$$((29) \times (30)) \times \frac{\text{事業供用月数}}{\text{当期の月数}}$$

月数は暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。

### 「定率法の償却率25」

耐用年数省令別表第九又は別表第十に掲げる定率法の償却率を記載します。

ただし、耐用年数省令第5条第2項((事業年度が1年未満の場合の定率法の償却率等))の規定の適用を受ける場合には、耐用年数省令別表第九又は別表第十に掲げる定率法の償却率に当期の月数を乗じて12で除した償却率を本書として記載し、耐用年数省令別表第九又は別表第十に掲げる定率法の償却率を上段に括弧書として記載します。

この場合の月数は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。

平成19年3月31日以前取得分	定率法の償却率	25	
当期分の普通償却額	調整前償却額 (18) × (25)	26	円
19年4月	保証率	27	
1度	償却保証額 (9) × (27)	28	円
額	改定取得価額	29	
等	改定償却率	30	
後取得分	改定償却額 (29) × (30)	31	円
増加償却額 (26又は31) × 割増率	計	32	( )
当期分の普通償却限度額等 (23)、(24)又は(33)	計	33	( )
特に償却制限を受ける特別償却額	租税特別措置法 適用条項	35	( 条 項 )
特別償却限度額	特別償却限度額	36	( 外 ) 円
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	37	
合計	合計	38	
当期償却額	当期償却額	39	
償却不足額	償却不足額	40	
償却超過額	償却超過額	41	
前期からの繰越額	前期からの繰越額	42	外
当期認められる積立金の取崩し	当期認められる積立金の取崩し	43	
金額に上乗せするもの	金額に上乗せするもの	44	
差引合計翌期への繰越額	差引合計翌期への繰越額	45	
翌期に繰り越すべき特別償却不足額 (40 - 43) と (36 + 37) のうち少ない金額	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 (40 - 43) と (36 + 37) のうち少ない金額	46	
当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	47	
差引翌期への繰越額	差引翌期への繰越額	48	
繰越額の内繰取	繰越額の内繰取	49	
当期分不足額	当期分不足額	50	
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 (40 - 43) と (36) のうち少ない金額	適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 (40 - 43) と (36) のうち少ない金額	51	
備考			

### 「保証率27」

耐用年数省令別表第九又は別表第十に掲げる保証率を記載します。

### 「計33」

算式中「(26)」の金額については、当期の中途で事業の用に供した資産がある場合又は当期が1年未満の場合には、「調整前償却額26」の本書の金額によって計算します。

### 「合計38」

「17」及び「37」の内書の金額がある場合には、その金額を「17」及び「37」から控除して計算します。

### 「翌期に繰り越すべき特別償却不足額46」

「17」及び「37」の内書の金額がある場合には、その金額を「17」及び「37」から控除して計算します。





この別表は、繰延資産の種類区分ごとに、かつ、償却期間の異なるごとに別行に記載します。また、種類及び償却期間が同じであっても、当期に支出したものと措置法による特別償却の規定の適用を受けるものは別行で記載してください。

**「繰延資産の種類1」**  
例えば「公共的施設負担金」、「共同的施設負担金」、「建物賃借権利金」等のように、その支出の費目を記載します。

**「支出した金額3」**  
繰延資産につき評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が増額又は減額された場合には、次に掲げる繰延資産の区分に応じ、それぞれ次の事業年度において、この欄にその評価換え等の直後の帳簿価額を記載します。  
(1) 当期前の各事業年度等において、期末評価換え等が行われた繰延資産……その期末評価換え等が行われた事業年度等後の各事業年度  
(2) 当期以前の各事業年度等において期中評価換え等が行われた繰延資産……その期中評価換え等が行われた事業年度等以後の各事業年度

**「償却期間の月数4」**  
その繰延資産の支出の効果の及ぶ期間の年数に12を乗じた月数を記載します。  
なお、支出の効果の及ぶ期間に1年未満の端数がある場合には、その1年未満の端数は切り捨てます。

繰延資産の種類	1	2	3	4	5					
支出した年月										
支出した金額			円	円	円	円	円	円	円	円
償却期間の月数				月	月	月	月	月	月	月
当期の期間のうちに含まれる償却期間の月数										
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 (12)と(8)のうち少ない金額)	22									

**【チェックポイント】**  
資産を賃借するために支出した権利金等の額は、繰延資産となりますが、一時の損金として計算していませんか。

**【チェックポイント】**  
支出時に損金経理した繰延資産で、支出金額が20万円未満のものについては、この別表に記載せずに一時の損金とすることができます。

**「当期の期間のうちに含まれる償却期間の月数5」**  
当期中のその繰延資産の償却期間の月数(当期が支出した事業年度であるときは、支出した月から当期末までの月数とし、1月未満の端数は切り上げます。)を記載します。

# 別表十六(六)

## 「繰延資産の償却額の計算に関する明細書」

### 「前期からの繰越額14」

法第32条第7項((繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法))に規定する繰延資産について同項に規定する満たない部分の金額(以下この別表の留意点において「帳簿記載等差額」といいます。)がある場合には、それぞれ次の区分に応じ、それぞれ次の事業年度においてその帳簿記載等差額をこの欄の上段に外書として記載します。

- (1) 適格組織再編成により引継ぎを受けた繰延資産(公益法人等又は人格のない社団等の収益事業以外の事業に属していたものを除きます。)
  - ……その適格組織再編成の日の属する事業年度
- (2) 合併等により移転を受けた繰延資産
  - ……その合併等の日の属する事業年度
- (3) 民事再生等評価換えが行われたことによりその帳簿価額が増額された繰延資産
  - ……その民事再生等評価換えが行われた事業年度
- (4) 非適格株式交換等時価評価が行われたことによりその帳簿価額が増額された繰延資産
  - ……その非適格株式交換等時価評価が行われた事業年度
- (5) 通算時価評価が行われたことによりその帳簿価額が増額された繰延資産
  - ……その通算時価評価が行われた事業年度の翌事業年度
- (6) 連結納税の開始又は連結納税への加入に当たり時価評価が行われたことによりその帳簿価額が増額された繰延資産
  - ……その時価評価が行われた事業年度の翌事業年度

### 「同上のうち当期損金認容額15」

当期において償却不足額がある場合において、前期から繰り越された償却超過額があるときは、その償却超過額の範囲内でその償却不足額に達するまでは損金に認容されますから、その認容される金額を記載します。

### 「証明書等の添付」

特別償却制度についてその適用を受けるときは、所定の証明書等が必要とされます。この場合の必要とされる証明書等及びその保存要件又は確定申告書等への添付要件は、次表に掲げるとおりとされています。

(注) 次表は令和4年4月1日現在の法令に基づいています。

特別償却の種類	該当条項	必要とされる証明書等	保存要件	添付要件
事業適応繰延資産の特別償却	措置法42の12の7②	措置法規則20の10の3③		○

### I 均等償却を行う繰延資産の償却額の計算に関する明細書

当期分の普通償却限度額	6	円	円	円	円	円
租税特別措置法適用条項	7	(条項)	(条項)	(条項)	(条項)	(条項)
特別償却限度額	8	外	円外	円外	円外	円外
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	9					
合計	10	(6) + (8) + (9)				
当期償却額	11					
償却不足額	12	(10) - (11)				
償却超過額	13	(11) - (10)				
前期からの繰越額	14					
同上のうち当期損金認容額	15	(12)と(14)のうち少ない金額				
差引合計翌期への繰越額	16	(13) + (14) - (15)				
翌期に繰り越すべき特別償却不足額	17	((12)と(8)+(9)のうち少ない金額)				
当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	18					
差引翌期への繰越額	19	(17) - (18)				
繰越額の内繰戻	20	：	：			
当期分不足額	21	当期分不足額				
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額	22	((12)と(8)のうち少ない金額)				

### II 一時償却が認められる繰延資産の償却額の計算に関する明細書

繰延資産の種類	23					
支出した金額	24	円	円	円	円	円
前期までに償却した金額	25					
当期償却額	26					
期末現在の帳簿価額	27					

# 別表十六(七)

## 「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書」

記載要領  
はこちら



### 注意事項

- 1 少額減価償却資産とは、措置法第67条の5第1項((中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例))に規定する減価償却資産で、その取得価額が30万円未満であるもの(貸付け(主要な事業として行われるものを除きます。))の用に供したもの(令和4年4月1日以後に取得等をするものに限り。))及び一定のものを除きます。)をいいます。
- 2 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人であっても、その発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については、この制度の適用がありませんのでご注意ください(中小企業者の判定については、「中小企業者の判定等フロー」(P6~)を参照してください。))。

中小企業者の  
判定等フロー  
はこちら



### 「構造2」

機械及び装置については、耐用年数省令別表第二の番号を記載してください。

### 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額6」

積立限度超過額を除いて記載してください。

### 「当期の少額減価償却資産の取得価額の合計額8」

「8」の金額は、300万円(当期が1年に満たない場合には、300万円を12で除し、これに当期の月数を乗じて計算した金額、以下この別表の留意点において同じです。)が限度となりますのでご注意ください。

また、損金算入の特例は、個々の少額減価償却資産の取得価額の積上げで300万円に達するまでの金額が対象となりますので、例えば、取得価額28万円の対象資産11台(計308万円)を取得し、事業の用に供した場合には、他にこの特例の適用を受けるものがなければ、この特例により損金の額に算入される金額は280万円(28万円×10台)となります。

資産区分	種類	1								
資産区分	構造	2								
	細目	3								
	事業の用に供した年月	4								
取得価額	取得価額又は製作価額	5		円		円		円		
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6								
	差引改定取得価額 (5)-(6)	7								
⋮										
当期の少額減価償却資産の取得価額の合計額									8	円
((7)の計)										

【チェックポイント】  
当事業年度において事業の用に供していますか。

# 別表十六(八)

## 「一括償却資産の損金算入に関する明細書」

記載要領  
はこちら



一括償却資産の対象資産とは、令第133条の2第1項((一括償却資産の損金算入))に規定する減価償却資産で取得価額が20万円未満であるもの(貸付け(主要な事業として行われるものを除きます。))の用に供したもの(令和4年4月1日以後に取得等をするものに限ります。))及び一定のものを除きます。)をいいます。

**「事業の用に供した事業年度又は連結事業年度1」**  
一括償却資産を事業の用に供した事業年度又は連結事業年度を、左の欄から古い順に記載します。

**「同上の事業年度又は連結事業年度において事業の用に供した一括償却資産の取得価額の合計額2」**  
事業の用に供した一括償却資産の取得価額の合計額(以下この別表の留意点において「一括償却対象額」といいます。)に記載します。  
なお、法人が事業の用に供した取得価額が20万円未満の減価償却資産のうち、どの減価償却資産を一括償却の対象にするかは、法人の選択によります。  
おって、一括償却の対象とする場合には、一括償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度の確定申告書又は中間申告書(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、連結確定申告書又は連結中間申告書)に一括償却対象額の記載があり、かつ、その計算に関する書類を保存していることが必要です。

**「当期の月数3」**  
当期の月数を記載します(事業の用に供した日以後の月数ではありません。)。  
なお、仮決算をした場合の中間申告書を提出する場合には、一括償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度においては6月ではなく当期の月数を記載し、翌期以後の事業年度においては6月と記載します。

**「前期からの繰越額8」**  
前期のこの別表の「翌期への繰越額10」の金額を記載します。

**「同上のうち当期損金認容額9」**  
当期に損金算入不足額がある場合において、前期から繰り越された損金算入限度超過額があるときは、その損金算入不足額に達するまでの金額を記載します。

事業の用に供した事業年度又は連結事業年度	1	・	・	・	・	(当期分)
同上の事業年度又は連結事業年度において事業の用に供した一括償却資産の取得価額の合計額	2	円	円	円	円	円
当期の月数(事業の用に供した事業年度の中間申告又は連結事業年度の連結中間申告の場合は、当該事業年度又は連結事業年度の月数)	3	月	月	月	月	月
当期分の損金算入限度額 (2) × (3) / 36	4	円	円	円	円	円
当期損金経理額	5					
差引 損金算入不足額 (4) - (5)	6					
損金算入限度超過額 (5) - (4)	7					
前期からの繰越額	8					
同上のうち当期損金認容額 (6)と(8)のうち少ない金額)	9					
翌期への繰越額 (7) + (8) - (9)	10					

**【チェックポイント】**  
一括償却資産を事業の用に供した事業年度後の事業年度においてその全部又は一部につき除却等の事実が生じたときであっても、3年償却の損金算入計算を続けなければならないところ、残額を除却損等として一時の損金としていませんか。



# 別表十六(九)

## 「特別償却準備金の損金算入に関する明細書」

### 「期首特別償却準備金の金額24」

前期分のこの表の「期末特別償却準備金の金額28」の金額を積立事業年度別及び特別償却対象資産別に記載します。

### 「均等益金算入による場合 (23) × $\frac{\quad}{84、60又は(耐用年数等 \times 12)}$ 25」

当期分以外の積立事業年度につき、次により記載します。

(1) 「(23) ×  $\frac{\quad}{84、60又は(耐用年数等 \times 12)}$ 」

の分子の空欄には、当期の月数(暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。)を記載します。

(2) 「(23) ×  $\frac{\quad}{84、60又は(耐用年数等 \times 12)}$ 」

の分母は、特別償却対象資産の区分に応じ、それぞれ次によります。

#### ① 減価償却資産の場合

法定耐用年数の区分に応じ、それぞれ次によります。  
(法定耐用年数) (分母の月数)

- イ 2年…………… 24
- ロ 3年…………… 36
- ハ 4年…………… 48
- ニ 5年、6年、7年、8年又は9年…………… 60
- ホ 10年以上 …… 84

#### ② 繰延資産の場合

その繰延資産に係る支出の効果の及ぶ期間の月数の区分に応じ、それぞれ次によります。

(支出の効果の及ぶ期間の月数) (分母の月数)

- イ 60月未満 …… 支出の効果の及ぶ期間の月数
- ロ 60月以上120月未満…………… 60
- ハ 120月以上…………… 84

積立事業年度	22	…	…
各積立事業年度の積立額のうち損金算入額	23		円
期首特別償却準備金の金額	24		
均等益金算入による場合 (23) × $\frac{\quad}{84、60又は(耐用年数等 \times 12)}$	25		
同上以外の場合による益金算入額	26		
合計 (25) + (26)	27		
期末特別償却準備金の金額 (24) - (27)	28		

			円


### 「均等益金算入による場合 (23) × $\frac{\quad}{84、60又は(耐用年数等 \times 12)}$ 25」

個々の特別償却対象資産ごとに計算された益金算入額が期首特別償却準備金の金額(措置法第52条の3第6項第3号((準備金方式による特別償却))による益金算入額がある場合には、その益金算入額を控除した金額とします。)を超える場合には、その期首特別償却準備金の金額を記載します。

#### 添付書類

措置法又は震災特例法の規定による特別償却の規定の適用に代えて特別償却準備金として積み立てた場合には、特別償却限度額の計算に関する付表の添付が必要です。



 令和 年 月 日 税務署長殿		通算グループ整理番号	
		整理番号	
令和 年 月 日 事業年度分予定申告書		前事業年度等	
令和 年 月 日 課税事業年度分予定申告書		法人税額の計算	
令和 年 月 日 事業年度分予定申告書		修正・更正・決定の年月日	
令和 年 月 日 課税事業年度分予定申告書		令和 年 月 日	
「税務署処理欄」 この欄は記載しないでください。	通信日付印	確認	前事業年度の法人税額
	年 月 日	百万 千 円	法人税額 百万 千 円 〇〇
	この申告前の法人税額	〇〇	同上的うち土地譲渡税額等及び 税額控除超過額相当額等の加算額 〇〇
	この申告により増加する法人税額	〇〇	差引法人税額
この申告が修正申告である場合の	地方法人税額の計算	この申告前の地方法人税額	〇〇
この申告により増加する地方法人税額	〇〇	月数換算	同上の税額 × 前事業年度の月数
納付すべき法人税額	百万 千 円	〇〇	〇〇

**「法人税額」**  
 前期の別表一「13」の金額を記載します。  
 (注) 前期が連結事業年度に該当する場合には、前期の「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」(以下この別表の留意点において「個別帰属額の届出書」といいます。)の「12」の金額を記載します。

**「同上的うち土地譲渡税額等及び税額控除超過額相当額等の加算額」**  
 前期が連結事業年度に該当する場合には、上記に準じて前期の個別帰属額の届出書の該当欄の金額を記載します。

# 別表十九

## 「法人税法第七十一条第一項の規定による予定申告書・地方法人税法第十六条第一項の規定による予定申告書」

### 「地方法人税額」

前期の別表一「39」の金額を記載します。

(注) 前期が連結事業年度に該当する場合には、前期の個別帰属額の届出書の「37」の金額を記載します。

### 「同上のうち税額控除超過額相当額の加算額等」

次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額(次に掲げる場合のうち2以上の場合に該当する場合には、その2以上の場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額)を記載します。

- (1) 前期に地方法第12条第8項《外国税額の控除》の規定の適用がある場合  
前期の別表六(二)付表六「14の計」の金額
- (2) 前期の基準法人税額に措置法第42条の4第8項第6号ロ又は第7号《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》(これらの規定を同条第18項において準用する場合を含みます。)の規定により加算された金額がある場合  
前課税事業年度の別表六(八)付表「31」及び「36」、別表六(九)付表「30」及び「35」並びに別表六(十二)付表「19」及び「24」の金額の10.3%に相当する金額
- (3) 前期の基準法人税額に措置法第42条の14第4項《通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額》の規定により加算された金額がある場合  
その加算された金額の10.3%に相当する金額
- (4) 前期の基準法人税額に措置法第62条第1項《使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例》、第62条の3第1項若しくは第9項《(土地の譲渡等がある場合の特別税率)若しくは第63条第1項《(短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率)》、令和3年改正前の措置法第42条の12の3第5項《(特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)》、令和2年改正法第16条の規定による改正前の措置法第42条の6第5項《(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)》、第42条の9第4項《(沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)》若しくは第42条の12の4第5項《(中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)》若しくは平成30年改正前の措置法第42条の5第5項《(エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)》の規定又は地方令附則第2条第2項第1号《(旧規定の適用がある場合における地方法人税の個別帰属額の計算等の特例)》に掲げる規定により加算された金額がある場合に該当する場合には、その加算された金額の10.3%に相当する金額を記載します。  
(注) 前期が連結事業年度に該当する場合には、上記に準じてその加算された金額の10.3%に相当する金額を記載します。
- (5) 前期の基準法人税額に令和3年改正前の措置法第68条の15の4第5項《特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》、令和2年改正法第16条の規定による改正前の措置法第68条の11第5項《中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》、第68条の13第4項《沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》、第68条の15の5第5項《中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》、第68条の67第1項《連結法人に使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例》、第68条の68第1項若しくは第9項《連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率》若しくは第68条の69第1項《短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率》若しくは平成30年改正前の措置法第68条の10第5項《エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》の規定又は地方令附則第2条第1項第1号に掲げる規定により加算された金額がある場合  
その加算された金額の10.3%に相当する金額

自 令和	年	月	日
至 令和	年	月	日
地方法人税額の計算			
修正・更正・決定の年月日			
令和	年	月	日
前課税事業年度の地方法人税額	地方法人税額	百万	千円
			〇〇
前課税事業年度の地方法人税額	同上のうち税額控除超過額相当額の加算額等		
	差引 地方法人税額		
月数換算			
同上の税額 × 前課税事業年度の月数			
納付すべき地方法人税額			
		百万	千円
			〇〇



# その他誤りの多い項目について

この申告書作成上の留意点に掲載している別表のほか、誤りの多い別表及びそのチェックポイントは以下のとおりとなりますので、確定申告書等の提出前にご確認ください。

中小企業者の  
判定等フロー  
はこちら



別表番号	別表名	チェックポイント
六（九）	一般試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書	その試験研究費に充てるため他の者から支払を受ける補助金等がある場合、特別控除の対象としている試験研究費の額から控除していますか。 確定申告でこの特別控除の適用を受けていない場合、修正申告によりこの特別控除の適用を受けることはできませんのでご注意ください。
六（十）ほか		中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除をはじめ、中小企業者等のみが適用を受けることができる各租税特別措置（税額控除や特別償却等）について、適用を受けようとする法人が中小企業者等に該当するかご確認ください。 なお、中小企業者等のみが適用を受けることができる各租税特別措置に対応する別表及び中小企業者等の判定については、「中小企業者の判定等フロー」（P6～）を参照してください。
六（十一）	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除における比較試験研究費の額及び平均売上金額の計算に関する明細書	「調整対象年度」及び「売上調整年度」に試験研究費の額がない事業年度を含めて、「比較試験研究費の額5」及び「平均売上金額10」の計算をしていますか。  「平均売上金額10」の計算に当たり、売上調整年度数に当期分の1を足して計算していますか。
六（十七）ほか		高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除をはじめ、法人税額の特別控除と特別償却の選択適用が認められている各租税特別措置については、同一の資産に法人税額の特別控除と特別償却を重複して適用することはできません。
六（十八）	中小企業者等が機械等を取 得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	本制度の対象となる資産に該当していますか。  本制度の対象となる特定中小企業者等に該当しますか。 また、特定中小企業者等とは、青色申告書を提出する次に掲げる法人をいいます。 ・ 中小企業者（適用除外事業者には該当するものを除きます。）のうち資本金の額又は出資金の額が3,000万円以下の法人 ・ 措置法第42条の4第19項第9号に規定する農業協同組合等 ・ 商店街振興組合 なお、中小企業者の判定及び適用除外事業者については、「中小企業者の判定等フロー」（P6～）を参照してください。  確定申告でこの特別控除の適用を受けていない場合、修正申告によりこの特別控除の適用を受けることはできませんのでご注意ください。

# その他誤りの多い項目について

別表番号	別表名	チェックポイント
六（二十九）	中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	<p>雇用者給与等支給額に役員給与が含まれていませんか。</p> <p>前期もこの特別控除の規定の適用を受けている場合、当期の申告書の「比較雇用者給与等支給額2」及び「32」と前期の申告書の「雇用者給与等支給額1」が一致していない場合、税額控除の計算に誤りがないかご確認ください（注）。</p> <p>（注）前期の月数と当期の月数が異なる場合や、組織再編成があった場合は、税額計算に誤りがなくても不一致となる場合があります。</p>
九（二）	組合事業等による組合等損失額の損金不算入又は組合等損失超過合計額の損金算入に関する明細書	<p>組合等損失額がある場合、別表九(二)の添付及び申告調整が必要となる場合がありますのでご注意ください。</p>
十（五）	収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書	<p>同一事業年度内の同一の年に属する期間において、所得の特別控除と圧縮記帳（特別勘定を設けた場合を含みます。）を重複適用していませんか。</p> <p>「収用換地等による譲渡年月日3」は、「公共事業者から買取り等の申出を受けた年月日2」に記載した日以後6月以内の日付となっていますか。</p> <p>「特別控除額の計算20～22」は、収用に係る所得の特別控除制度の適用を受ける場合、同一暦年での特別控除額の合計額が5,000万円を超えていませんか。</p>
十三（五）	特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書	<p>「圧縮限度額27」の金額を算出する際に乗じた割合は適切ですか。</p> <p>特に、地域再生法第5条第4項第5号イに規定する「集中地域」以外にある所有期間が10年を超える土地等、建物及び構築物の「集中地域」への買換えについて、買換資産が東京23区内にある場合は0.7、それ以外の「集中地域」にある場合は0.75となりますのでご注意ください。</p>